

◎開会及び開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

25番佐藤功議員より遅刻する旨の届出があります。

ただいまから、平成23年第8回横手市議会12月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○佐藤清春 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番齊藤勇議員、7番立身万千子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○佐藤清春 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月14日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は17日間と決定いたしました。

◎議長報告について

○佐藤清春 議長 日程第3、議長から議長報告、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されたので、お手元に配付しております。

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○佐藤清春 議長 日程第4、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

平成23年12月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考えとして所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、9月上旬から第134回秋田県種苗交換会までの2カ月間、市内各地で16のイベントを連携した秋のにぎわいイベントを開催いたしました。特に、9年ぶりに当市で開催された種苗交換会では、

「食と農と人」を協賛事業のテーマに掲げ、市の魅力を広く発信してまいりました。会期中は天候に恵まれ、7日間で108万2,000人のお客様が訪れ、多くの方々からお褒めの言葉をいただきました。関係者の皆様並びに市民の皆様のご参加とご協力に心より感謝を申し上げます。

さて、深刻な欧州の信用危機や歴史的な円高は、日本国内の生産や輸出にも大きな影響を及ぼしております。市内でも閉鎖する企業が出るなど、景気は依然として厳しい状況であることから、市では中小企業融資あっせん制度の拡充期間を延長するなどの経済対策や、新たな雇用対策として、企業等の求人等を促す対策を講じて地域経済の活性化に向け、引き続き取り組みを強化してまいります。

9月に発足した野田内閣では、東日本大震災の復旧・復興と原発事故の収束を最優先課題とし、第3次補正予算案では、津波で甚大な被害を受けた地域において、安全な高台への集団移転や、道路・農地の整備、水産業の復旧・復興に充てられる費用のほか、福島第1原発事故に伴う除染や汚染廃棄物処理などの費用として9兆円余りが計上されております。大震災から8カ月が経過した今、冬を前にして一日も早い国の対応を望みたいと思います。

県内でも、原発事故に伴う農産物に対する風評被害が心配されましたが、幸いにも農産物から放射性物質は検出されませんでした。県では、米の放射性セシウム検査を各地で実施しましたが、当市でも米を初めとする地元農産物について独自の放射性物質調査を実施して、その安全性を生産者とともに消費者にその都度、情報提供したところであります。

震災の復興が進まない状況の中、野田首相は貿易自由化を目指す環太平洋連携協定いわゆるTPPの交渉参加に向けて、関係国と協議に入ると表明いたしました。TPP9カ国は2012年末までの交渉妥結を目指しており、今後の政府の協議内容を注視していく必要があります。

また、TPP問題は農業への影響だけが焦点となりがちですが、交渉分野は医療や金融サービス、労働など21の分野にわたるものと報じられております。日本医師会や日本薬剤師会も現行制度の維持が困難になるとしてTPPに強い懸念を示しており、影響は国民生活全般に及ぶものといえます。

いずれにしましても、輸出倍増計画を掲げるオバマ政権を初めとするTPP交渉参加国は、貿易や各種サービスにおいて関税を撤廃し経済成長を目指すものでありますが、野田政権の政治決断は、あらゆる機会を通じて情報を開示する責務があり、国民的な議論を交わしながら関税撤廃に対する農業振興策を初め、農業を成長産業にするためのビジョンが不可欠であります。

野田首相は、影響が懸念される医療制度や農業については断固守り抜くと明言しておりますが、当市においても政策の方向性を見極めながら、農業再生に向けた取り組みをしていく必要があると考えております。

10月15日から10日間、県市町村振興協会が実施した欧州での県市町村職員海外研修事業に団長として参加し、産業振興と少子化対策をテーマに視察を行ってまいりました。

なかでも、スイスでは急峻な山々に挟まれた景観を前提とした国づくりが徹底されており、そこで生産された農産物はブランド化しているため、消費者から高く買ってもらえるようでありました。国によ

る農業支援策はもとより、経済調整という富める地域から貧しい地域への財源の再配分の仕組みが整っており、インフラ整備については、郵便局の民営化の阻止、ネット環境の整備、人口が100人以上の集落には必ず公共バスを運営するなど、条件が不利な地域に住み続けるためのバランスのとれた政策が特徴でありました。

日本でも社会政策としてさまざまな過疎政策がとられていますが、まだまだ対策は貧弱だと感じております。過疎の地域を多く抱え、農業においても厳しい問題を抱えている当市にとって、スイスの事例は特別な例であるとはいえ、大いに参考にしなければならない事例だと感じております。横手市ができること、国において取り組んでもらうことを整理して訴えていかなければならないと思っております。

また、スイスでも人口が減少している地域もあるようでありましたが、人口が増加している地域では、付加価値を高める加工などの製造業や小規模でも事業所などを誘致して成功しているようでありました。スイスとは条件が違いますが、我々が取り組みを進めている食と農からのまちづくりをさらに徹底して、地域に合った取り入れ方をしていく必要があると感じております。

米に依存してきた秋田県は、市場やお客様にどのように評価していただけているのか、ニーズに合っているのかどうか、この地域がどのようなものを栽培するのが適当な土地なのかという絶えざる検証が必要であり、マーケティングは単なる市場調査ではなく、市場開拓、市場開発という視点で、お客様に評価いただける品質、価格、鮮度を常に意識した農業経営を徹底しなければならないと思っております。

また、この11月5日には香港に出張し、香港最大手の旅行会社EGLツアーズ社創立25周年祝賀会に参加してまいりました。かつては年間約1万人の香港からのお客様を横手市に送り込んでいただいておりますが、2008年のリーマンショックを境に観光客数は落ち込み始め、東日本大震災の影響などにより、今年はまだお客様が訪れていない状況となっております。

この状況を打開するために、EGLツアーズ社の社長を初め、日本担当者と懇談し、横手へのツアーを再開していただくよう要請してきたところです。

今後も継続的に誘客活動を続け、多くの観光客に来ていただけるよう努力するとともに、リピーターの観光客を増加させる取り組みも必要と考えております。

市民の皆様が経済効果を実感できるような観光振興と横手ならではの観光の姿を目指し、若い世代の雇用創出が図られるよう6次産業化も視野に入れた、将来に向けた取り組みを実施してまいります。

近年、若者が県外に流出しており、2010年国勢調査の確定値が総務省から公表されましたが、本県の高齢化率は29.6%と全国で最も高かったことがわかりました。

当市においても急速な人口減少と高齢化に直面しておりますが、高齢者が元気に社会に参加できる仕組みを整え、今後も市民の皆様との協働により、高齢者の力を生かせる新たなモデル社会を目指し、活力にあふれた魅力あるまちづくりに向け努力してまいります。

2つ目の、平成24年度予算編成方針についてであります。

平成24年度の予算編成方針であります。まず歳入では、景気の低迷に加え、雪害や震災の影響も大

きく市民税の減少が予想されます。また、評価替えにより地価の下落などが反映されるため、固定資産税も減少が予想されることから、市税収入の減少が見込まれます。これに加えて、当市の一般財源の大きな部分を占める地方交付税については、臨時財政対策債振替前の実質的な普通交付税が平成23年度から減額に転じました。国においても大幅な財政赤字という事情を抱えているため、地方交付税の増額は見込めない状況であり、以上のことから、一般財源の減少が見込まれます。

一方、歳出では、社会保障関連予算の自然増が見込まれる中で、学校統合事業、ごみ処理統合施設整備事業などの大型公共事業を予定していることから、歳出の削減を図ってもなお一般財源で7億円強の財源不足が生ずるものと積算しており、財政調整基金の取り崩しを前提に編成作業に着手しております。

一般財源の見込み額については、前年度比1.8%の減としており、予算規模については、510億円程度になるものと予想されます。

予算編成に当たっては、幸せな地域社会の実現を目指し、次に掲げるような地域課題の克服に向けた対応を図るものであります。

1つ目に、雪害、地震、水害などの自然災害に対する安全安心対策。

2つ目に、地域への定住と所得の向上を促進するための雇用対策。

3つ目に、農業の雪害被害に対する復旧・再生対策及び6次産業化。

4つ目に、平泉文化遺産との連携を初めとした観光振興対策。

5つ目に、人口減少、高齢化により対応力の低下している地域の支え合いネットワークの形成であります。

また、建設事業関係では、学校統合事業において、平成23年度で横手明峰中学校の建設事業を終了し、今後、横手地区中学校統合事業、雄物川地区小学校統合事業などを進めるほか、ごみ処理統合施設整備事業においては、間もなく終了いたします生活環境影響調査の結果を受けまして、用地の取得・造成や施設建設に向けた事業の推進を図ってまいります。

地域振興枠については、総額で前年度比2.7%増の2億3,000万円を措置し、元気の出る地域づくり事業による活力と個性ある地域づくりを推進してまいります。

これらの重要課題の達成に向け、それぞれの部局において事務事業を精査し、事業の選択・集中・統廃合を図り、より効率的・効果的な事業実施に向けた調整を行います。

さらには、平成22年度から普通会計における地方債残高が増加に転じたことや、50億円強の増額算定となっている普通交付税の合併算定替特例期間が、平成27年度で終了することなどを厳しく受けとめ、持続可能な財政運営を進める中で、各部局においては、自助、共助、公助のすみ分けを視野に入れながら、配分された予算の枠内で工夫を凝らし、平成24年度予算編成を行うこととしております。

3番目の、新たな施策等への取り組みについてであります。

(1)空き家等の適正管理に関する条例の制定についてであります。

今回の豪雪で問題となりました空き家等の対策につきましては、実態調査を進めており、現在のところ

ろ750棟ほど確認をしたところであります。

本来、建物は所有者が所有権に基づき、適正に管理するべきものでありますが、適正に管理されなければ、周囲の環境に悪影響を与えたり、倒壊により隣家や道路に被害を及ぼす可能性があります。

このため、所有者に空き家の適正な管理を促すとともに、市民や地域の協力を得ながら、市では実態調査を実施し、管理不全の場合には、行政指導や行政命令を行うことにより、市民と地域の安全・安心の確保と生活の保全を図る目的で空き家等の適正管理に関する条例を今議会に提案しております。

条例では、所有者に対する助言・指導、勧告及び命令や公表ができることを規定するものですが、空き家問題については、個別に具体的な対策を講じる必要があります。

積雪期を迎え、所有者に対しましては適正な管理をお願いするとともに、空き家の有効活用や被害を及ぼす可能性がある場合の対処方法など、市の体制を整備して、適切な対応を進めてまいります。

(2)の一般特定行政庁への移行についてであります。

平成19年度より限定特定行政庁として、建築確認等業務の一部を実施しておりますが、県との機能合体にかかる協定に基づき、平成24年度より一般特定行政庁へ移行し、建築確認等業務のすべてを市に一元化することとしております。このため、今年度より県平鹿地域振興局でのワンフロア化を図り、情報の共有と実務研修を行っております。業務の一元化により、確認に要する期間の短縮も望めるなど、住民サービスの向上につながるものと考えております。

なお、県内自治体では秋田市に次いで2番目の一般特定行政庁となりますが、今後も職員体制の充実を図るとともに研修を重ね、円滑な事務の遂行ができるよう準備を進めてまいります。今議会には、一般特定行政庁への移行に向け、制定が必要である横手市建築審査会条例など関係条例のほか、手数料条例の一部改正などを提案しております。

(3)の公共下水道事業の公営企業法適用についてであります。

公共下水道事業につきましては、経営の効率化、健全化を図るとともに、財政状況を的確に把握し、適切な経営を行うことを目的に、平成24年4月から地方公営企業法の適用に向けて、企業会計への移行準備を進めております。現在、企業会計導入への財務会計システムの構築や、固定資産の調査、関係例規の整備を行っております。

なお、企業会計へのスムーズな移行を進めるため、関係する例規を先行して改正する必要があることから、今議会に関係条例の一部改正を提案しております。

4番目の、平成23年度事業の進捗状況についてであります。

(1)ごみ処理統合施設整備事業についてであります。

昨年12月1日から調査を開始した生活環境影響調査につきましては、今月末をもって一年間の調査を終了し、候補地にごみ処理統合施設を建設した場合の影響について、報告書が提出されることとなります。この報告書を踏まえ、建設地とすることができるかどうかについて検討し、最終的な判断をいたします。

9月議会以降、栄地区町内での2巡目の意見交換会につきましては、未実施の町内会の会長さんと開催に向け、協議を行ってまいりましたが、生活環境影響調査の結果が出て、市の方針が決まった時点で開催したほうがよいとのご意見をいただいたところです。

今後は、全体を対象とする意見交換会を12月中に開催し、生活環境影響調査の結果や、意見交換会で出された課題の検討状況等についてご報告する予定です。また、引き続き各町内の皆様との意見交換会を開催しながら、ごみ処理統合施設整備事業へのご理解とご協力をお願いしてまいります。

次に、ごみ処理統合施設整備検討委員会についてであります。これまで5回の委員会が開催され、11月18日に中間報告をいただいております。中間報告では、健康面や周囲環境に対する不安を解消し、より安全安心な施設とするために、ダイオキシン類などの排ガス基準をより厳しい数値とすべきといった提言をいただいております。今後の施設整備に反映してまいりたいと考えております。

なお、新たに設置を検討してまいりましたごみ処理統合施設環境保全委員会につきましては、長期にわたって活動していただくことから、委員会設置にかかわる条例を制定した上で、来年度に立ち上げたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

(2)の災害廃棄物の受け入れ対応と放射線測定についてであります。

東日本大震災による被災地からの災害廃棄物受け入れ対応につきましては、4月に県の調査が行われており、東部環境保全センターにおいて、工事期間中を除き、可燃ごみや粗大ごみなど1日当たり20トンの受け入れが可能であると回答しておりました。

しかしながら、6月に南部環境保全センターの機器が故障したため、ごみ処理の一部を大仙美郷クリーンセンターへ依頼する事態が発生しました。このため、当初可能と見込んだ受け入れができない見通しとなったことから、その旨を県へ報告しております。さらに、3施設それぞれ老朽化による予定外の修繕工事も加わり、施設の状況はますます厳しいものとなっております。

岩手県からは、秋田県へ13万トンの処理が要請されているところですが、10月の受け入れ状況調査では、県内のほとんどの自治体が、焼却灰から基準値を超える放射性物質が出た場合の処理方法や、住民への影響などを懸念して、現時点での受け入れに慎重な態度を表明している状況です。

市といたしましては、施設の老朽化による改修工事のため、来年半ばごろまでは受け入れが厳しいものの、隣県の復興に直接かかわることであり、災害廃棄物が放射能に汚染されていないことが確認できれば、受け入れる方向で検討する旨を県に報告したところであります。

次に、市内の空間放射線量測定についてであります。10月1日から市で購入した測定器を使用して毎日1回、3地点で行っております。これまでの測定結果は、県内の通常レベルの範囲内である0.04から0.07マイクロシーベルト毎時で推移しており、安心できるレベルと考えております。また、小・中学校や保育所などについても月1回測定しており、その結果についても問題のない数値となっております。

(3)の第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定状況についてであります。

平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画について、11月3日、横手市介護保

険運営協議会から答申をいただきました。

答申では、9月議会にてご報告申し上げました3つの基本目標に基づき、介護保険事業計画、高齢者福祉計画それぞれの具体的施策についての提言がなされております。

介護保険事業計画については、比較的緊急性の高い特別養護老人ホーム入所申込者に対応するため、新たに89床の整備が必要という提案に加えて、医療依存度の高い方の在宅介護を支えるサービスを充実すべきとの提案をいただいております。これらに対応するために必要とされる給付額から積算したところ、平成24年度から3カ年における介護保険料は、現行保険料に比べ月額で1,000円程度の値上げが必要であり、低所得者層の保険料値上げを幾らかでも抑制するため、現在6段階の保険料設定となっているところを、高所得者層に対応した第7段階を新たに設ける内容としております。

高齢者福祉計画については、新たな取り組みとして地域の支え合い強化のための事業や、交通手段を持たない高齢者のための買い物等支援事業などが提案されました。また、継続事業についても事業趣旨に合致したものとしていくための検証や見直しが必要としております。

今後、この答申を基本としながら、パブリックコメントを実施し、第5期計画を最終的に決定いたします。決定後は議会へ報告させていただき、あわせて地域づくり協議会や民生児童委員協議会などを初め、市民の皆様への計画概要の説明や事業の周知について、あらゆる機会を通じて全力で取り組んでまいります。

(4)の大和更生園の障害者自立支援法サービスへの移行についてであります。

現在、大和更生園とユニー・ホップハウスでは作業場の増築と居室等の大規模改修工事を行っております。これは施設が老朽化していることや、平成24年3月から障害者自立支援法に沿ったサービスを提供するためのもので、今議会に定員の見直しなどを行う設置条例の一部改正を提案しております。

なお、昨年12月の行政課題説明会においては、大和更生園、ユニー・ホップハウス、グループホームをまとめて1事業体とし、総合的な障害者施設として運営していく方向性を示しておりました。

しかしながら、今年8月の障害者自立支援法にかわる障害者総合福祉法（仮称）の骨格に関する提言によりますと、サービスの体系など、その内容についてはまだ不透明な点が多いことから、事業体のあり方については、今後の国の動向を注視しながら、改めて対応を検討することとしております。

(5)の農業振興についてであります。

稲の刈り取り作業は、天候不順により平年に比べ1週間程度の遅れとなり、10月半ばにほぼ終了いたしました。

農林水産省が公表した10月15日現在の予想収穫量及び作柄概況によると、県南は10アール当たり573キログラムで作況指数99の平年並みとなっておりますが、この作況指数は実感として高過ぎると感じております。

また、今年の一等米比率は、J A秋田ふるさと管内で94.5%、J Aおものがわ管内では86.6%と昨年に比べ向上しているものの、カメムシ被害による品質低下が発生しております。

次に、豪雪被害により、収穫量と品質や販売価格の低下を懸念しておりましたリンゴ・ブドウの果樹関係であります。収穫量については、雪害による枝折れや昨年の夏の猛暑により花の芽が減少したため、例年の約4割の収穫量となってしまいました。

また、品質については、今年の高湿や長雨による影響で着色や成熟の遅れにつながり、全体的に小玉・小房傾向となりました。販売単価については、リンゴ・ブドウとも市場入荷量が少ないことから、昨年を上回るようであります。市といたしましては、今後も県や農業団体と連携し、足腰の強い共同防除組織の育成を推進するとともに、担い手の確保・育成を図り、果樹産地再生に努めてまいります。

(6)の緊急雇用経済対策についてであります。

ハローワーク横手管内の9月末現在の有効求人倍率は0.47倍であり、前年同月比では0.09ポイント上回っているものの、低水準で推移しております。

市では、これまで各種雇用対策や経済対策を実施しているところですが、市内中小企業等の経営については依然として厳しい状況であり、これまで金融対策として行ってまいりました、横手市中小企業融資あっせん制度の拡充期間を、平成27年3月31日まで延長する条例の一部改正を今議会に提案しております。

また、厳しい経済状況であることから、来春の新卒予定者に対する県外からの求人数は大きく減少しております。そのため、非常に厳しい就職活動を強いられており、雇用促進の新たな対策として、新卒者等雇用・育成支援事業の補正予算を提案しております。

この事業により、県外就職希望者が県内にとどまり、地域内の中小企業などが新卒者等の雇用、人材育成に積極的に取り組んでいただけるよう支援していきたいと考えております。また、本年中に事業を告知することにより、市内企業の求人意欲の向上につながるものと期待しております。

なお、新規雇用奨励助成金事業については、平成23年度で終了することとし、国の事業のかさ上げとして支援してまいりました企業緊急雇用安定助成金事業については、平成24年3月31日まで申請を受理したものをもちまして終了することとしております。国の企業緊急雇用安定助成金事業については、平成24年度も継続し実施されますが、円高や自然災害の影響などにより、経済や雇用状況の先行きは、まだまだ不透明でありますので、市といたしましても、地域経済の活性化に向け、引き続き取り組みを強化してまいります。

(7)の観光振興の状況についてであります。

この秋、市内各地域では、各種団体の主催によるさまざまなイベントが開催されました。横手やきそば四天王決定戦から始まり、「いものこまつり in 鶴ヶ池」や「よこてにぎわいカーニバル」、「増田・蔵の日」、「横手黒毛和牛コンテスト」など、毎週のように市内外から多くのお客様に訪れていただき、大変なにぎわいとなりました。

8月に立ち上げられた横手「秋」のにぎわい創出実行委員会が、これらのイベントにつながりを持たせ、互いに盛り上げるため、すべてのイベントで使用できる共通金券「すまいる券」の発行や、横手か

まくらFMの中継などに取り組んだことが、にぎわい創出の原動力となったものと思っております。

また、実行委員会では、「夜よこ進歩ジウム」と題して、肩ひじ張らない雰囲気の開き討論会を3回シリーズで開催いたしました。参加した多くの方々から貴重なご意見をいただき、明日へ向けた新しい横手の道筋が見えてきたのではないかと考えております。

10月29日から当市で行われました第134回秋田県種苗交換会は、平成12年の秋田市開催に迫る、歴代2番目の来場者数となりました。今回の種苗交換会では、当市の大きな特色であります食と農からのまちづくりを基本に据えながら、フォーラムや農業講演会、食のフェスティバルなど、食と農にまつわる多彩な協賛事業を実施いたしました。各会場は大変盛況であり、改めて食の力、農業の大切さを実感するとともに、食と農からのまちづくりを標榜する横手市の魅力を広く発信できたものと確信しております。

このたびの種苗交換会を契機として、地域の農業はもとより、商業、工業など多くの分野において、将来に向けた連携と交流がさらに促進され、新たな活力の創出と発展が遂げられますよう、大きな期待を寄せるものであります。

市では、変化する観光ニーズへ対応するため、横手市観光振興計画策定委員会を発足させ、各地域の市民代表、民間の観光関連メンバーを含めた32人の委員で協議を進めております。委員会では横手の進むべき中長期的な観光振興計画を策定し、平成24年度から計画が実施できるようアクションプランを調整しております。今後は、この計画に基づいたアクションプランを実行し、所得向上が期待できる観光を目指しながら、引き続き観光振興のため努力してまいります。

(8)の横手市スマートインターチェンジ設置可能性検討調査の進捗状況についてであります。

本年度は、スマートインターチェンジ設置の可能性をより具体的に検討するため、コンサルタント業者に業務を委託し、国や県、NEXCOの関係者で協議を重ねております。現在は、スマートインターチェンジの設置可能箇所の選定を行っており、この後、設置効果や費用便益の調査などを行い、年度末までに報告書を取りまとめる予定としております。

東日本大震災後、東北地方の道路は被災地支援などのための重要性や、整備のあり方に大きな関心が寄せられており、市としましても、秋田自動車道の四車線化を含め、スマートインターチェンジの設置をできるだけ早期に実現できるよう、国や県を初め関係機関に働きかけてまいります。

(9)の今冬の除雪対策についてであります。

本格的な降雪シーズンを前に、11月15日に除雪対策本部を設置いたしました。既に除雪車両の整備点検・配備は完了し、現在は除雪路線の確認やスノーポール等の設置を行いながら、降雪時の危険箇所の把握、雪押し場の確保に努めております。

今冬は、平成22年度の豪雪による反省を踏まえ、安全な冬期交通の確保、安全で効率的な作業の実施を図るとともに、雪道に関する情報の収集と提供を重点項目として、取り組むこととしております。

特に、除排雪体制については、県との機能合体の協議により、除排雪情報の共有を図る連絡協議会な

どの設置を予定しており、定期的な打ち合わせ会議を開催しながら、県との密接な連携で円滑な除排雪作業の実施を進めたいと考えております。今後も備えを怠ることなく、道路や歩道の除排雪はもとより流雪溝や消融雪施設の維持管理、小路対策の取り組みなど、安全で安心な道路環境の確保に努力してまいります。

(10)の総合雪対策基本計画の策定状況についてであります。

昨年度の豪雪を受け、平成24年度末までの2年間で策定する総合雪対策基本計画につきましては、庁内関係課による検討会や、市民参加による計画策定委員会を開催するとともに、多くの市民の皆様からご意見をお伺いするため、2,000人を対象とした市民アンケートや雪国で快適に暮らすためのアイデア募集を行ってまいりました。

これらの整理の中から、少子高齢化や人口減少社会における雪対策の課題として、雪下ろしや除雪の担い手の確保、共助による地域除雪の展開、雪関係の情報提供などが取り上げられ、重点的に取り組むべき項目として意見交換を重ねております。本年度末までには、基本方針・目標・重点施策を設定し、計画の素案の策定を進めてまいります。

また、今年度から計画の策定を待たずに、空き家対策では、建物のパトロールと所有者への管理指導を行います。また、除排雪対策では、雪捨場増設のための関係機関との調整、高齢者等の対策では、要援護者リストの作成と、民生児童委員との連携による見守り体制の整備を進めており、農業被害対策では、リンゴ栽培技術講習会の中で、雪に負けない栽培技術等の講習を取り入れるなど、昨年度の豪雪を教訓にした取り組みを進めております。

(11)の災害復旧事業についてであります。

6月下旬に発生した豪雨災害につきましては、8月30日から9月2日にかけて、国土交通省及び財務省による災害査定が行われ、道路災害8件、河川災害4件の計12件すべての申請箇所が、国庫補助による災害復旧事業の採択を受けました。現在、このうち片側交互通行によりご不便をおかけしていた市道二井山上溝線など5件につきましては、既に発注を終え、一日も早い復旧に向けて工事を進めております。また、冬期間の除雪が困難なため、予算を繰り越しして施工する2件を除く、残る5件につきましては、年度内の工事完成を計ってまいります。

次に、昨年12月に地すべり災害が発生した市道猿田南北線につきましては、関係者や利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしてまいりましたが、復旧工事も完成し、この11月25日にほぼ1年ぶりに通行止めを解除しております。

(12)の上水道事業についてであります。

上内町浄水場の老朽化に伴う、浄水施設の新設を目的とした大沢第二浄水場整備事業につきましては、平成26年度からの供用開始に向けて、浄水方法をセラミック膜ろ過方式とした技術提案型プロポーザルにより業者選定し、10月14日にメタウォーター・半田工務店・横手電気工業特定建設共同企業体と、浄水場設計及び建設工事の3カ年契約を締結いたしました。

現在、浄水場施設の実施詳細設計に着手しており、2月初旬には建築確認申請を提出し、平成24年度には土木・建築・電気工事、平成25年度には浄水設備工事の実施を目指しております。また、今年度は浄水場整備と並行して、大沢第二浄水場から愛宕山配水池までの送水管及び配水池の実施詳細設計にも着手しており、平成24年度から工事を実施する予定としております。

今後も安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう努力してまいります。

(13)の小・中学校統合事業についてであります。

平成24年度開校予定の横手明峰中学校につきましては、屋外体育施設が完成し、駐輪場も間もなく完成する予定です。校舎本体工事には若干の遅れがありますが、外壁工事及び内装工事などが始まっておりますので、12月末までには回復できるものと考えております。また、学校の校歌や制服なども決定し、着々と開校の準備が進んでおります。

次に、平成25年度開校予定の横手北中学校につきましては、第1工区の造成工事が完成し、去る11月18日に建設工事安全祈願祭がとり行われ、現在は校舎・体育館棟の杭打設工事が進められております。また、第2工区・第3工区の造成工事も順調に進んでおります。

なお、平成27年度開校予定の雄物川地区統合小学校につきましては、新校舎の設計が行われているところです。

5番目の、補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の一般会計の補正額は5億5,298万5,000円で、補正後の歳入歳出予算総額は552億603万円であります。

主な事業を申し上げますと、地域総合整備資金貸付事業に1億5,000万円、地域支え合い体制づくり事業に8,387万7,000円、障害者自立支援給付費に2,872万8,000円、東部環境保全センター改修費に8,918万7,000円、地方道路交付金事業に3,035万円、上水道事業繰出金に1,490万円、非常備消防団員等公務災害補償負担金に7,063万5,000円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、同意案件1件、諮問案件3件、専決処分報告案件2件、条例の制定など条例関係11件、指定管理者の指定案件16件、繰入額の変更議案1件、平成23年度一般会計補正予算案など補正議案13件の合計47件であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、所信説明といたします。

◎諮問第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第5、諮問第10号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第10号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第10号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

次に申し上げる方を法務大臣に推薦いたしたく、意見を求めようとするものでございます。

横浜市大森町板井田にお住まいの伊藤眞輝子氏、昭和24年3月のお生まれの方でございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第10号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第10号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第6、諮問第11号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第11号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第11号でございますが、同じく人権擁護委員候補者

の推薦についてでございます。

次に申し上げる方を法務大臣に推薦いたしたく、意見を求めようとするものでございます。

横手市十文字町植田にお住まいの近るり子氏、昭和27年2月のお生まれでございます。

同じく人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第11号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第11号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第7、諮問第12号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第12号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第12号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第12号でございます。同じく人権擁護委員候補者の推薦について、次に申し上げる方を法務大臣に推薦いたしたく、意見を求めようとするものでございます。

横手市十文字町十五野新田にお住まいの佐々木弘子氏、昭和16年10月のお生まれの方でございます。

同じく人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第12号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第12号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎報告第63号及び報告第64号の上程、質疑

○佐藤清春 議長 日程第8、報告第63号専決処分の報告について及び日程第9、報告第64号専決処分の報告についての2件を一括議題といたします。

専決処分の報告については、説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第63号及び報告第64号の2件の報告を終わります。

◎同意第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第10、同意第7号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました同意第7号でございます。公平委員会委員の選任につきまして議会の同意を求めようとするものでございます。

横手市平鹿町浅舞にお住まいの柿崎良子氏、昭和26年7月のお生まれの方でございます。

地方公務員法第9条の2第2項の規定により同意を求めようとするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第7号を起立により採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、同意第7号はこれに同意することに決定いたしました。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第11、議案第125号横手市建築審査会条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第125号横手市建築審査会条例についてご説明申し上げます。

本条例案は、建築基準法の規定に基づく建築審査会を設置するため条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、今議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、平成19年度から限定特定行政庁として一般木造住宅等の小規模建築物の確認申請事務を取り扱ってまいりましたが、平成24年度から一般特定行政庁となることから、建築基準法で設置が義務づけられている建築審査会を設置することについて、必要となる条例を制定しようとするものでございます。条例案の内容についてご説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

第1条では、条例の趣旨について建築審査会の組織、議事並びに委員の報酬及び費用弁償等について建築基準法で定められていることから、本条例で横手市建築審査会に関し必要な事項を定めようとするものであります。

第2条では、審査会の委員数を5人と定めてございます。委員数は法律に基づき、法律、経済、建築、都市計画、行政の各分野からすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから市長が任命することとなります。

第3条から第5条までは、会議の議事に関する事項を定め、第6条は、規則への委任事項でございます。

また、附則第1条では、施行期日を平成24年4月1日と定めております。

第2条では、横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について定めてございます。

改正の内容は、表に記載のとおり、建築審査会の委員の報酬の額を日額6,000円とし、旅費の額を横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の旅費相当額とするものでございます。報酬につきましては、市における他の審議会等の額に倣ったものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第12、議案第126号横手市建築基準法等関係手数料条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第126号横手市建築基準法等関係手数料条例についてご説明いたします。

本条例案は、建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する事務に係る手数料を定めるため条例を制定したいので、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、これまで横手市手数料条例で定めておりました建築基準法関係の手数料を同条例から分離するとともに、一般特定行政庁への移行に伴い、これまで県が行っていた大型建築物などの建築確認申請業務や、長期優良住宅の認定業務などの業務に係る手数料を追加し、新たな条例として制定しようとするものでございます。

9ページをお願いいたします。

第1条では、条例の趣旨につきまして、建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する事務に係る手数料に関して、必要な事項を定めるものと定めております。

第2条では、建築基準法の規定による手数料の種類及び額について定めるものでございます。表に記載のとおり、手数料を徴収する事項としまして、確認手数料ほか4項目について定めております。手数料の額は、別表第1から別表第5に掲げる額に定めようとするものでございます。別表につきましては後ほどご説明いたします。

第3条は、長期法の規定による手数料の種類及び額について、別表第6のとおり定めるものであります。

第4条は手数料の徴収の時期について、第5条は手数料の減免措置について、第6条は手数料の不還

付について、第7条は規則への委任事項について定め、第8条では不正の行為等により手数料を免れた者に対する罰則規定を定めております。

附則第1条では施行期日を平成24年4月1日と定め、第2条では横手市手数料条例の一部改正について定めております。

それでは、別表の11ページからになります。お願いいたします。

別表につきましては、第1から第6までございますが、初めに申し上げましたようにこれまで横手市手数料条例に定められておりました手数料と、新たに追加される業務に係る手数料からなっております。

別表第1でございますが、確認申請手数料の額についての表となっております。新たに追加となっておりますのは、項目1の1万平方メートルを超える大型建築物の手数料に係る2項と、項目2の建築設備の設置に関する手数料でございます。そのほかにつきましては、現行の手数料条例から移したものでございます。また、12ページの備考では、第2項が新たに追加となっております。昇降機の設置に関するものであります。

次に、13ページの別表第2であります。構造計算適合性判定手数料に関するものであり、新たに定めるものでございます。

14ページの別表第3は、完了検査申請手数料の額を定めるもので、中間検査に係る規定の項目1のアの項の手数料と、16ページの項目2の建築設備に係る手数料を新たに定めてございます。

次に、17ページの別表第4につきましては、大型建築物などの中間検査のための申請手数料についてであり、新たに定めるものでございます。

18ページから23ページまでの別表第5につきましては、法の規定による許可、認可及び承認の申請に関する審査に係る手数料の額を定めるもので、項目の1から20ページの33まで、加えて37、38、40、41、45、46につきましては、新たに定めるものでございます。

最後になります。24ページの別表第6につきましては、長期法の規定による手数料について定めており、住戸の総数が11戸以上の共同住宅等については、新たに定めてございます。

これまで新たに追加しましたそれぞれの手数料の額につきましては、県で定められていた額と同一のものとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第127号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第13、議案第127号横手市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第127号横手市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例についてご説明いたします。

本条例は、良好な環境の形成及び保持に資する土地利用を図るため、条例を制定したいので、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決をお願いするものでございます。

今回の条例整備につきましては、平成22年度に都市計画区域を平野部全体に拡大し、8地域が一体の都市として総合的に整備及び保全することとしたことを受け、用途地域が定められていない土地の区域内において良好な居住環境に支障を生じさせる、あるいはそぐわないおそれのある建築物などに制限を加えようとするものでございます。

条例の内容でございますが、主な点についてご説明をさせていただきます。30ページをお願いいたします。

第1条では、条例の目的として合理的な土地利用を図り、もって良好な環境の形成及び保持に資するため、建築基準法に基づく特定用途制限区域内における建築物の用途の制限に関して必要な事項を定めるものでございます。

第3条では、本条例が適用される区域を特定用途制限地域として都市計画決定の告示をした区域とする旨を定めてございます。

31ページの第4条では、34ページ以降の別表に掲げる4種類の特定用途制限地域内における建築してはならない建築物について、具体的に定めるものでございます。

第5条は、第4条の例外規定として基準時以降における増築もしくは改築する場合などについて、適用外の範囲を定めてございます。

次に、32ページをお願いいたします。

第7条では、市長が地域の良好な環境を害するおそれがない場合、または公益上やむを得ないと認める場合に第4条の規定を適用しないことのできる特例措置について定めてございます。許可をする場合においては、利害関係者からの意見聴取を行うことや、都市計画審議会の意見を聞くこととなっております。

34ページの第10条では規則への委任について、第11条、第12条は条例に違反した場合の建築主等に対する罰則規定を定めてございます。

附則第1条で施行期日を平成24年4月1日と定め、第2条で横手市手数料条例別表第7中に、第7条の規定に基づく認可の申請手数料の規定を加えてございます。

次に、別表でございますが、特定用途制限地域内での建築してはならない建築物について定めるものでございます。

項目1の都市近郊型地区では、用途が指定されている周辺部と町としての一体性を図る地域で、遊技施設や風俗施設、工場等の施設について規制をするものでございます。

項目2の沿道拠点型地区は、幹線道路沿道における地域で、環境を悪化させるおそれのある建物用途について規制するものでございます。

項目3の地域拠点型地区は、地域局を中心とする地域で、商業や業務機能などの生活を支え、かつ地域のにぎわいを創出する多様な都市機能を図る地域として環境を悪化させるおそれのある建物や、一定規模以上の建築物について規制してございます。

最後の項目4の田園居住型地区でございますが、これまでの3つの地区を除く地域全部であります。田園の中での住環境を維持させながら、環境を悪化させるものについて規制するものでございます。

なお、それぞれの具体的な地域につきましては、都市計画審議会において審議され、都市近郊型につきましては平鹿病院周辺、沿道拠点型につきましてはJR醍醐駅と国道13号沿線の地域、地域拠点型につきましては増田、雄物川、大森、山内、大雄の地域局を中心とする周辺部となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番佐々木誠議員。

○16番(佐々木誠議員) 35ページの建築してはならない建築物の一覧表の中に、例えばリサイクル業者、古物商みたいな業種はどのような言葉であらわされておりますか、お尋ねいたします。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいまのご質問のリサイクル施設等の場合でありますけれども、例えば都市近郊型地区でございますと、(7)が工場等の用途の制限に関する記載でございます。そのような工場等に関しての用途規制の中で制限を加えるという形になります。以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。14番堀田賢逸議員。

○14番(堀田賢逸議員) この沿道拠点型とありますけれども、13号線沿線ということで、これ例えば13号からどのくらいの範囲を含めているのか、例えば100メートルとか500メートル、何かあると思いますけれども、そこら辺はどうですか。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 幅についてでありますけれども、現在の建物が建っている敷地内でございます。その後ろにございます他につきましては、農振法上の農振地域等になってございますので、その部分については除外をするということになってございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。16番佐々木誠議員。

○16番(佐々木誠議員) ちょっと遅れちゃって申しわけございません。

ある建築物が建てられまして、環境が悪くなるという言葉がありましたけれども、その判断が非常に難しいんですね。例えば、周囲の人から見た場合に油で汚れるおそれがあると、だけれども建築する人は、いや絶対ありません、あるいは騒音、それからいろいろな住民に対する不快感ですね、そういうの

を判断するのはまた建築するほうと、あるいは環境とまた分かれるんですか、そこら辺をお尋ねいたします。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 建築基準法の中でそれぞれその該当する建物というのが、例えば、先ほどの環境を悪化させるおそれがあるという施設について規定がございますので、そちら建築基準法の中で判断をすることになります。

○佐藤清春 議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第14、議案第128号横手市空き家等の適正管理に関する条例を議題といたします。説明を求めます。総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 議案第128号横手市空き家等の適正管理に関する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、本案は、管理不全となった空き家等が積雪期等に周囲に被害を及ぼすことを防止し、安全で安心な市民生活の確保と生活環境の保全を図るため、条例を制定したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

内容につきましてご説明いたします。

第1条の目的であります。空き家問題は市民と地域の安心・安全のため、積雪期に限らず通年で取り組むべき行政課題であります。また、少子高齢化や過疎化による地域力の弱体化により空き家の増加傾向に加え、市民、地域レベルでの対応が困難さを増しております。このため、地域の生活環境保全と防犯を目的として市民、地域、行政が連携して空き家の適正管理を進めていく基本的な根拠を定めようとするものでございます。

第2条の定義では、空き家等、管理不全な状態、所有者等、市民についてそれぞれ条例上の用語の意義を規定いたしております。

第3条、空き家等の適正管理では、所有者が地域の生活環境保全と防犯のため、空き家の適正管理を行う義務を負うことを規定しております。

第4条、情報提供では、市民、地域、行政が連携して空き家の適正管理を進めるため、また、管理不全の空き家の確認後、速やかな対応が行えるよう市民からの積極的な情報提供を期待いたしております。

第5条、実態調査では、市は管理不全の空き家を確認した場合、速やかに実態把握をすることを規定いたしております。

第6条、助言、指導、勧告では、市は管理不全の空き家の実態を把握した場合、所有者へ適正な管理についてそれぞれ順を追って行政指導を行うことを規定いたしております。

第7条、命令では、市は空き家の所有者が行政指導に従わない場合、一定の期限を定めて適正な管理について命令を行うことを規定しております。

第8条、公表では、市は所有者が正当な理由がなく命令に従わない場合、弁明の機会を与えた上で所有者の住所、氏名、所在地、命令内容など公表することを規定しております。

第9条、協力依頼では、空き家が倒壊の危険など緊急を要する場合について、警察などから指導、助言などの協力を仰ぎながら対応に当たるなど、関係機関との連携について規定しております。

第10条の委任では、規則等への委任を規定しております。

附則では、本条例の施行日を平成24年1月1日から施行するものと規定いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。13番小沢秀宏議員。

○13番（小沢秀宏議員） 今の説明につきまして、私は大変市民の人がたがいろんな面で何とか制定してもらいたいという、今年非常に多かったんです。というのは、建物ばかりなのでしょうか、それとも立木、雑草によりまして、例えば木が倒れてきた、それから雑草によりましてカメムシが発生した、それから立木からアメシロが浸入してきたという、そういう部門もありまして、建物だけに限定するのか、それともこういう立木、雑草を踏まえたこういうもので対象になるのか、どういう見解でしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 第2条の中に(1)に空き家等という規定がございまして、市内に所在する建物、その他の工作物という条項がございまして、現在想定しておりますのは、その他の工作物につきましては、資材置き場ですとかビニールハウスですとかそういうことを現在想定しておりますが、いずれ今、議員がおっしゃられたようなことにつきましても、この後は情報提供をいただきながら、その都度個別に検討していきたいということを考えております。

○佐藤清春 議長 13番小沢秀宏議員。

○13番（小沢秀宏議員） そうすると、情報が提供されないとこれが含まれないということになるんですか、最初から含まれるということはないんですか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 11月10日現在で、空き家等の棟数が752棟と状況を把握しております。これにつきましては、横手地域局管内では市街地の調査が今も進行中ではありますが、いずれ11月10日現在では752棟というふうに把握している、我々の段階での把握でございまして、この後地域の方々の力をおかりして、あるいは消防団の力をおかりしながら、再度危険なもの等については、順次調査を重ねていきたいということを考えております。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） あんまりたくさんあって、どれから……。一番先に概念からいきますか。

この条例の中にですね、これ新設でありますので、第10条、委任をして規則で定める、こうあります。こういう文の中で、来年の1月1日から施行だという形のなかで、規則というのはどういうものがあるって、あるいはどう考えられているのか、まずそこをお願いします。そしてまた、これについては非常に頑張っていたという思いはありますので、それはつけ加えておきたいですけども、まずその点についてお聞きします。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 結論から申し上げまして、今現在では規則なり要綱の制定については考えておりません。この後いろいろなケースがありますし、また庁内にそれぞれ関係する課を集めまして、いろいろ個別のケースについて対応等について協議していききたいと、協議した後で市の政策として判断しながら、この条例の適用について進めていきたいということを考えておりますが、どうしてもその時点で、必要に応じては規則なり要綱の制定を検討していきたいというふうに考えております。

○佐藤清春 議長 18番議員。議長のほうからお願いします。総務文教委員会……

【「わかります、一点だけです」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 委員会ですので、できれば具体的なことについては委員会でやってもらいたいと思います。

【「わかりました」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 それでは、18番議員。

○18番（齋藤光司議員） じゃあ1点。あえて聞いたんです。なぜならば、さっきこれみんなしてつくとうと、そういう形で頑張ってもらった、これ非常にいい。しかしながら、大仙市で同じ条例を今、提案しようとなさっているわけでありまして。そういう部分の中で、我が市における条例において欠損している部分があるんです。それは何か、行政代執行と、それからもう1つは、その取り壊しに対する市の支援ですよ、その部分の2点ですよ。だからあえて聞いたんです。

だから、その部分で本当にこの条例が、752戸あります、そういう部分の中で、隣家に影響、それから隣家プラス道路に影響、この148戸、7月末現在です、もっと増えていると思います。この人を、これらの危険性、要するにまくらを高くして寝られるような状況になる条例でなければいけないと、これが第一歩であっていいけれども、隣は二歩も三歩も進んでいる、そこについてどうお考えか、そしてまた、これから追加してこの条例が変わっていくのかどうか、その点だけお尋ねします。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 まず代執行から申し上げますと、代執行につきましては、法律等により直接命じられた行為のうち、他人にかわって行政が執行するというものでございまして、法律等の中には条例も含まれておりますので、あえて代執行というようなことをうたわなくても、最終的には代執行ができるというふうになっております。それにつきましては、個別な法律の委任がない場合にあっては代執

行ができるということになっております。

それから、もう1つの支援でございますが、支援については今、国土交通省のほうでも一定の条件のもとに空き家の再生ですとか、それから除却について法律がないわけでありましたが、今、事業として始められておりますので、それについては国費の条件としては、地方公共団体のほうが取り組んだ場合というようなこともありますので、そこら辺についてこの後、建設部のほうと打ち合わせをしながら、検討していきたいということを考えております。

以上です。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 3月議会で提案した者といたしまして、具体的にちょっとお伺いしたいんですけれども、まずこのような、第3条の空き家の管理不全な状態にならないよう適正な管理を行わなければならないといたしまして、第4条では空き家等があると認めるときは、市長にその情報を速やかに提供するものとするというふうにありますけれども、やはり空き家になってからでは遅いということを私は訴えたいと思うんです。私の経験で、2件ほど更地にしていただきました。そのタイミングというのが非常に大事でありまして、それで施設に入るとか、そういうタイミングを機にどうするかということをやっぱり話し合わないと、なかなかこの条例も生きてこないんじゃないかなというふうに思うんですね。

それで、やっぱり包括支援センターとか高齢福祉とかそういう情報を一番持っているところだと思うんです。そういう情報をいち早くに担当のほうで聞いて、具体的にどう動くかというマニュアル的なものをつくっていかないといけないというふうに考えますけれども、そこら辺についてはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 やはり今、おっしゃられましたように、最終的にはマニュアル的なものが必要だというふうに感じております。ただ、実際我々も十文字のほうで、空き家が倒壊したその後の処理から含めて今日まで地権者の方との折衝も含めて、いろいろ経験して学習してまいりましたので、その結果、やはり空き家等については所有者の方、それから事情、個別にすべて違いますので、この条例については、やはり業務を進める上での必要な条例ということで、今回ご提案したわけでございますが、その運用と執行については、やはり個別の事案について一個一個検討しながら慎重に進めなければならないと思っております。

何よりも、この条例についてはバックとなります法律がございませんので、かついわゆる憲法でいう財産権あるいは民法の所有権等と、それから相続ですとかいろいろな複雑な問題も絡んでおりますので、一概に要綱を規則でくくるわけにはいかないというふうに考えております。ですから、今回条例を制定させていただいて、その後個別の事案等を処理しながら我々の内部の検討時間、検討する組織等もしっかり地固めをしながら、そこら辺がある程度一定のところを整った段階で、先ほど申しあげましたよう

に規則なり要綱という一定の目安を準備していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 既に不在家屋がありまして、所有者の確認ができない数が3月時点では19棟あるわけなんですね。やはり先日もある地域に高齢者の二人暮らしの方でしたけれども、隣のうちが今回の雪で傾いて、これからどうすればいいんだろうということで非常に困ってございまして、いろいろと市とも相談をしながら進めて、最終的には弁護士さんのほうにお願いをいたしまして手続しているわけなんですけれども、やはり所有者が明確にならない、また、いないとかそういう事情がありまして、そういう事例がやっぱりこの19棟の中に含まれているというふうに私は思っております。そういうところをやはりどうしたらいいのかというふうに困っている方がいらっしゃるの、条例を制定するのであればそういうところも具体的に、市の対応も明確にさせていただければというふうに思います。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 今回こういうふうな条例をご提案申し上げましたが、今回の条例を制定することによりまして、すべての問題が飛躍的に解決するというものでは決してございませんので、そこら辺はよく市民の皆様にご説明していきたいと。ですから、基本的には個人の財産でありますので必ず所有者がおりますので、その方々に管理していただくのが大原則であるというふうに考えております。

今回の条例は、保管する意味での市の意思表示ということでございます。ちなみに土田議員がおっしゃいましたように、先ほど申し上げました752戸の現在把握しております空き家のうち、隣家に被害が影響するであろう、あるいは道路に影響すると想定されるもの、あるいは隣家プラス道路に想定されるものが全体で204戸ございまして、これが27%でございます。そのほかに倒壊の危険があるというものが28戸、それから住居等に住むことができないというものが187戸、今現在倒壊している建物も14戸ございまして、また倒壊しながら既に撤去されたものが23戸ということで、いろいろ空き家についてはいろいろなケースが考えられるわけでございますし、最終的にその方の名前の公表ということになりますと、個人情報との関係ですとかいろいろなことがございますので、我々もよく顧問弁護士のほうと相談しながら、非常にデリケートな問題でありますので、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤清春 議長 4番。

○4番（土田百合子議員） それでは具体的にそれを進めていくという段階に入りますと、各地域局で進めていくという形になるのでしょうか。どのような形になるのか教えてください。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 先ほど担当のほうの検討会というように申し上げましたけれども、具体的に申し上げますと、まず実態調査ですとか所有者、あるいは自治会の関係、応急対応の関係、危険度の判

定、それから戸籍、納税、課税の関係、都市計画、農業振興地域、個人情報、環境基本計画、それから地区開発、それからいわゆる空き家の利活用等々今のところ関係するであろう担当課を14課ぐらい想定しておりますが、いずれそこら辺でいろいろなことを検討していきたいということを考えております。

以上です。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 14課に上ということなんですけれども、中心となるところはどこなのかということをお伺いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 今現在の調査につきましては、地域局を中心にして実態調査を行っております。ただ、今、我々考えておりますのは、新年度に向かってであります。ただいま申し上げましたように、冬に限らず通年的な業務があるということで、14課の中核を担えるそういう部局につきましては、空き家に限らず、それからいろいろな市民の苦情ですとか日常的な相談等ございますので、できれば市民の最先端の窓口となって継続的に即動けるそういうふうなセクションも必要ではないかということで、今、総務企画部内では検討しているところでございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） やはり条例を制定するという市民にお約束することですから、やはり相談の窓口、どこへ行ったらいいのかというしっかりとしたものを設定して、このように出されるのではないかというふうに思うんですけれども、実際に非常に困っているんですね。だから困っているという現実を、もう少し市として深刻にとらえて相談窓口の強化をよろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

○佐藤清春 議長 24番佐々木喜一議員。

○24番（佐々木喜一議員） 今までの答弁にかなり重複することをもう一度伺いたいと思います。

まずもって公表することが住民の皆さんのプライバシーとかいろいろ問題はあるんですけれども、これほど公表するということが持ち主に責任、義務感が生まれるか、どう考えておられるか。

もう一つは、この条例を見て大きく解釈すると代執行までであるという答弁がありましたけれども、普通に考えてこの条文を見ては代執行までであるとはだれも思わないと思います。その点をちょっと説明をお願いします。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 いずれ公表するという事は、公表の方法はさまざまあると思いますが、例えば市報なりホームページ、あるいは現地に看板を立てるですとかいろいろな手法があると思うんですが、公表するという事は個人情報の保護の関係、それからその方の名誉の関係等々がありますので、我々としてはできれば公表の前の段階で何とか解決の方向に導ければなということを考えております。

公表というのは非常に重いものだというふうに今の段階では考えております。

それから、代執行の関係であります。代執行につきましては、法律なり条例が定められていますと、それに命令条項がありますと、それに従わない場合は代執行はできるわけでございます。ただ、代執行の要件なり進め方については非常に時間とお金がかかるというふうに考えております。その根拠となりますのが、昭和23年に制定された行政代執行法という法律、第6条という非常に短い法律なんです。いずれこちら辺を参考にしながら、最終的には代執行ということになると思うんですが、いずれただ、いわゆる第三者の持ち主である財産、所有権に対して代執行がどこまで有効なのかについては、今の段階ではちょっと疑問があるのかなというふうに考えております。

いずれこの条例に代執行条項がなくても、それは可決になりますとできるということだけは明白にございますので、相当の重みというのは発生するのかなというふうに考えております。

以上です。

○佐藤清春 議長 24番佐々木喜一議員。

○24番(佐々木喜一議員) 考え方の相違だとは思いますが、所有者に配慮する、それは確かに今おっしゃられたとおりにおもしろいかもしれません。しかしながら十文字の例を見ても、この夏、ハエの発生、悪臭、現実にそういう状況が起きている中で住民をどう考えているのか、別な意味でお聞きしたいと思います。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 先ほどから個別のケースというふうにお話し申し上げておりますが、十文字の場合は関係者5名おったんですが、4名の方からは早々に同意をいただきまして、最後の1名の方から先般ようやく同意を得まして、議会でご心配のとおり後処理をさせていただくということにしております。

なお、その現場におきましては、飛散しないようにネットですとか、あるいは目隠しですとか、今、現在考えられるやれるところについては、ぎりぎりのラインまですべて今、手段を講じております。ただ、今おっしゃられるように、においですとかいろいろな問題があると思います。我々は、その所有者なりいわゆる財産権なり所有権というものがある方が必ずおるわけでございまして、その方に対してそれ以上踏み込むことができないというラインもございまして、ですから、周辺の皆さんが心配されていろいろな情報が来ても、じゃあ必ずそれがその人の屋敷まで入って行ってすべてできるかというようになりますと、今度はそれはまた別な意味で法律に触れることとなりますので、一概にすべてできる、できないというのは、なかなかこういう場所では申し上げることはできないのかなと、残念ながらそういうふうにご考慮しております。

先ほどの市民というお話にございましたが、いずれ遅れましたが十文字のケースにつきましても町内会の要望等に沿いながら、まず環境に配慮するというふうな方向で今、対策を講じておりますので、いずれこの後、いろいろなことで市民の方から苦情なりご不満なりがあった場合は、現地調査をしながらできる範囲のことはすべてやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

ます。

○佐藤清春 議長 24番佐々木喜一議員。

○24番(佐々木喜一議員) 言っていることはわかるんです。わかるんです、そのとおりだと思います。法律もそのとおりだと思います。しかしながら現実の問題がある中で、例えば市でも、十文字の例は危険に陥らないような対策を取っている、そういう状況でなかなか難しいものがあると思うんですけども、やっぱりこういう条例だともう少しちゃんとした、形の見える条例にしていかないとだめなんじゃないかと思います。住民に対してこの条例を見せて、それは空き家の対策をしているんだなど、その近隣の人は多分思わないと思います。やっぱり代執行というところまで言及していかないと、住民の納得はなかなか、近隣の立場になった住民には納得できない条例だろうと私は思います。

ですから、たしかに法律もあるし、個人のプライバシーあり財産権あり、しかしながら、それと住民の迷惑との比重の中で、法律があるからできないできないという言い方では済まないわけで、非常に難しいことですが、法律は守らなければならないんですけれども、やっぱりもう少し踏み込んだ形の、目に見えるような形の条例にしてもらいたい。意見を述べるだけですけれども、十分わかっていますので、あえて申し上げさせていただきます。

○佐藤清春 議長 27番奥山豊議員。

○27番(奥山豊議員) 4番の土田議員の関連でありますけれども、この条例が通れば1月1日から施行というふうなことでありますが、14課にまたがるような内容説明でありましたが、中心はどこだという件であります、今定例会会期中にしっかりとしたそのところ、うたってくださいのかという確認の質問です。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 今の1月の時点では、先ほど申し上げました14課については危機管理室のほうで統括いたしますが、いずれ先ほど申し上げました市民相談を含めていろいろな意味での新たなセクション等については、新年度からになるかなというふうに考えております。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。16番佐々木誠議員。

○16番(佐々木誠議員) 最後のほうに名前の公表とありますけれども、こういう地方公共団体がこういう条例をつくるというのは、別に問題ないんですかね。それをお尋ねいたします。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 こういうふうな条例をつくることは、地方自治法で認められておりますので、特に問題はありません。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時15分といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時15分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の申し出について

○佐藤清春 議長 建設部長より発言を求められておりますので、これを許可します。建設部長。

○照井康晴 建設部長 午前中の議案第127号の審議におきまして、14番議員から沿道型地区の醍醐地区につきまして、国道13号線より何メートルの範囲かというご質問があり、答弁いたしましたが、基本的な考え方につきましては先ほど申し上げましたとおりでございますが、国道13号につきましては具体的な幅を決めており、国道の中心から片側100メートル、したがって幅200メートルの範囲であるとのことであります。

午前中の答弁に不十分な点がございましたことをおわび申し上げますとともに、追加して答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第15、議案第129号横手市行政組織条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第129号横手市行政組織条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集の45ページをお開きねがいます。

本議案につきましては、下水道事業の地方公営企業法の適用及び水道料金に係る債権の適正な管理を行うため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めようとするものであります。

改正の内容についてご説明いたしますので、46ページをお開き願います。

第1条、横手市行政組織条例の一部改正では、市長部局に集落排水事業及び浄化槽事業が残ることから、上下水道部の事務分掌を改正しております。以下49ページの下段の部分でございますが、第8条の横手市水道事業の設置等に関する条例の一部改正までは、法適用に伴う各条例の文言の整理等を行おう

とするものでございます。

50ページをお開き願います。

第1条の2では、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することといたしまして、第2条では、経営の基本事項を定めております。

また、51ページ、第3条第1項では、地方公営企業法及び施行令の規定に基づきまして、上下水道事業に管理者を置かないものとしていたしまして、これまでの水道事業と同じく管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置くものとしております。

次に、第9条の横手市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに第10条、横手市水道事業給水条例では、地方公営企業法の適用に必要な文言の整理を行おうとするものでございます。

以上が下水道事業の地方公営企業法の適用化に伴う、条例改正の内容でございます。

続きまして、52ページ、第33条の2の債権の放棄についてであります。水道料金債権の権利放棄に関しまして、地方自治法第96条第1項第10号に基づく議決にかえまして、給水条例にあらかじめ権利放棄に関する時効について必要な事項を定めようとするものでございます。

改正に至った背景といたしましては、水道料金債権につきましては、これまで地方自治法による5年の消滅時効として不納欠損処理をしてきたところでございます。ところが平成15年の最高裁におきまして、水道料金の債権は民事上の2年の短期消滅時効であるという判断が下されました。これを受けまして、平成16年に総務省より消滅時効を2年として会計処理すべきという通知があったことによるものでございます。

なお、権利放棄の時期につきましては、時効期間満了後2年にさらに3年を経過した債権を放棄するものとしておりますので、これまでの自治法の時効期間である5年に合わせようとするものでございます。

附則といたしまして、施行時期を平成24年4月といたしまして、改正条例の経過措置について規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） 確認なんです。この2条の中にある下水道事業また水道事業等の計画面積とか処理人口などがうたわれてあるんですが、私の記憶によれば、今後の事業展開の中で現在の計画の見直しもありうるというふうに理解しておったんですが、この部分についての整合性とは言いませんけれども、問題はないのか、要するに処理面積だとか処理人口が変更になったとき、この条例が何らかの影響を及ぼすということはないのか、その部分について確認したいと思います。

○佐藤清春 議長 上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 50ページに書かれております経営の基本の水道事業あるいは下水道事業の面積、人口等に関しましては、あくまでもこれは現在の計画に沿った数値でございます。そこで事業認可

変更申請等が今後行われますので、その段階では変更になるということになりますので、よろしく願いをいたします。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第130号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第16、議案第130号横手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第130号横手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案集の55ページをごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴いまして、災害弔慰金の支給範囲である配偶者、子、父母、孫、祖父母に兄弟姉妹を加えまして、この方々が支給できるようにしようとするものでございます。

それでは、改正条文につきましてご説明いたしますので、次の56ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第2条でございますが、これは文言の整理でございます。

次の第4条第1項でございますけれども、これは支給する遺族の支給順位について定めたものでございますが、災害弔慰金の支給範囲であります配偶者、子、父母、孫、祖父母がおられない場合につきまして、兄弟姉妹へ支給することができるように文言を改めてございまして、それ以外の関連条項について整理をいたしてございます。

そして、同じく第4条中の第4項といたしまして、死亡者の配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもおられない場合にあっては、死亡者と同居又は生計を同じくしていた兄弟姉妹がおられたときには、その方々に災害弔慰金を支給する規定を新たに設けようというものでございます。

第5条、第10条につきましては句読点の整理、第13条につきましては文言の整理を行ってございます。

なお、附則では、この条例の適用を平成23年3月11日以降に生じた災害による死亡した住民に係る災害弔慰金とするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第131号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第17、議案第131号横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第131号横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集の58ページをごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正でございますが、障害者支援施設大和更生園が平成24年3月から障害者自立支援法へのサービス提供を行うために、利用定員の変更並びに障害者支援施設ユー・ホップハウスの作業棟の増築による定員の増員を図るための改正を行おうとするものでございます。

条文についてご説明申し上げますので、59ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条でございますが、旧法指定施設に関する経過措置についての条項でありまして、今後、自立支援法に沿ったサービスを行うための経過措置条文を削除しようというものでございます。

次に、第2条の名称それから位置、定員についてでございますが、表中の定員の欄の知的障害者更生施設入所60人を知的障害者更生施設入所部分を削除しまして、その定員を50人にしようとするものでございます。これは、今後サービス対象者が知的障害者だけではなくて、全障害、身体、知的、精神が自立支援法の中では対象になるということございまして、削除するものでございます。

次に、短期入所4人から5人に、そしてユー・ホップハウスの定員を40人から50人に増員するものでございます。

次の第3条、第8条等につきましては、句読点あるいは文言の整理をさせていただいたところであります。

附則では、この条例の施行日を平成24年3月1日としてございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第18、議案第132号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する

条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第132号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

61ページをお開きください。

平成20年12月より、リーマンショックへの経済対策として中小企業融資あっせんの貸付限度額を1,500万円から2,000万円に引き上げるなどの拡充を、今年度末平成24年3月31日までと指定して実施してまいりました。市内の中小企業の経営は、東日本大震災や長引く円高の影響により現在でも依然厳しい状況にありますので、貸付限度額の引き上げの期間の延長により経営の安定を図るため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

次のページをお開きください。

条例の附則第3項中、平成24年3月31日までを平成27年3月31日に改めようとするものです。

附則では施行日を公布の日からとしております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほど願いたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。15番佐藤徳雄議員。

○15番(佐藤徳雄議員) 確認したいんですが、あっせんされている件数はどうなりますか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 今年の8月末現在で846件のあっせんがございます。このうち1,500万円を超える件数が213件と、約25%の方がこの制度を使って拡大した枠の中で使用されているところでございます。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第133号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第19、議案第133号横手市公民館設置条例及び横手市立図書館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第133号横手市公民館設置条例及び横手市立図書館設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

63ページをお開きください。

提案理由でありますけれども、現在、大雄庁舎における市民の利便性の向上に資するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

これは具体的に、現在、大雄庁舎の2階が空いております。それでその庁舎の利活用を進めたいということから、この条例を改正いたしたいというものであります。

次に、64ページをお開きください。具体的に改正の内容についてご説明いたします。

第1条のところで、設置条例という部分がございますけれども、現在の大雄公民館の住所が横手市大雄字三村東20番地1を、この次からですけれども、横手市大雄字三村東18番地に改めるというものであります。

続きまして、図書館の設置条例の部分でございますけれども、第2条の部分で現在の横手市大雄字三村東20番地1を同じく横手市大雄字三村東18番地に改めようとするものであります。

後、委任という部分で第7条で、この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるという文言の統一を行うものでございます。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行するというものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上であります。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第134号の上程、説明、質疑、委員会委託

○佐藤清春 議長 日程第20、議案第134号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び横手市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第134号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び横手市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

65ページをお開きください。

提案理由でございますけれども、スポーツ振興法の全部改正に伴い、関係部分の整理を行うため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、66ページをお開きください。

横手市特別職員の非常勤のものの報酬に関する部分ですけれども、第1条でこの文面の中のスポーツ審議会をスポーツ推進審議会に改める、また体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるというものでご

ざいます。

続きまして、横手市スポーツ振興審議会条例の一部改正というところで、第2条のスポーツ振興審議会をスポーツ推進審議会に改めるというような内容となっております。

なお、設置につきましては、スポーツ基本法の条例31条に基づくものということで、審議会を設置するというものでございます。

次に、67ページをお開きください。

同じく第2条の7号中に振興を推進に改める、同じく第3条中、任命するを任命し、または委嘱するに改めるというようなことでございます。

それから、委任という部分で第7条ですけれども、この部分で附則第1項として、同項に見出しとして施行期日を付し、附則に次の1項を加えると。審議会の委員の任期の特例でありますけれども、2の第5条の規定にかかわらず、平成22年1月に任命または委嘱された委員の任期は、平成24年3月31日までとするというような内容でございます。

なお、この施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行をするというものでございます。

以上のような内容でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第137号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第21、議案第137号公の施設の指定管理者の指定について（真人山荘）を議題といたします。

説明を求めます。増田地域局長。

○遠藤晴美 増田地域局長 ただいま議題となりました議案第137号公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

70ページでございます。

本案は、地方自治法及び横手市増田休養施設「真人山荘」設置条例第6条の規定によりまして、次の団体を真人山荘の指定管理者として指定することにつき、同じく地方自治法の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

指定する団体は、これまでの株式会社増田町物産流通センターにかえまして、株式会社オフィス真人を指定しようとするものでございます。

なお、同社はこれまで真人山荘の食堂部門にテナントとして入っていた会社でございます。指定する期間は、平成24年4月1日から27年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） この後ずっと指定管理がこう出てくるわけでありませうけれども、真人山荘が最初ということで、このことについて絡めてお聞きします。

これについては、指定管理そのものには3年間の債務負担行為がついてくるということでもあります。そういう場合、この真人山荘においては平成24年から26年度まで400万円ずつ、1,200万円債務負担行為がついてくる。前回平成21年から23年までは482万6,000円の債務負担行為が年度ごとについていて、合計で3年間で240万円から250万円くらい安くなっておるわけでありませう。これは従来の、要するにサービスを落とさないで市の持ち出しを少なくするんだ、そのためのこの指定管理制度の導入だったわけでありませう、非常に私の意図するところでありませうけれども、この400万円という数字、482万6,000円が400万円という数字は、このオフィス真人さんの提案によって今回この数字が決められた数字なのかどうか。そしてまた、それが適正かどうかという判断をどういう基準でだれが判断をなさったのか、お聞きします。

○佐藤清春 議長 増田地域局長。

○遠藤晴美 増田地域局長 これは同社のほうから見積もりをいただきませう、この後3年間の、これまでの経験といいますか、これまで食堂部門のほうを担当してございませうので、そちらのほう長年の経験がございませうので、そちらのほうからいろいろこれまでの経営等を踏まえませう、見積もりを出していただき、今回、増田町物産流通センターで行うよりは安かったという形でございませう。

以上でございませう。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） この中で、安かったことは非常に結構です。非常によかったですと思ひませうけれども、そこの部分の中でこの真人山荘を持つと、今までのサービス水準の形の中でです、前回の3年間よりも82万6,000円安くなっているわけです、そういう部分の中では、収入においては今までは市に入ったんだけれども、今この指定管理制度になってから管理者、指定管理団体に入って、その中でいくらもうけてもいいシステムになっている。要するにサービスを落とさないでその民間の企業論理を、それこそやる気を伸ばしながらという形でありませう。そういう部分の中で非常によかったです。よかったですけれども、ただ下がったから、安くなったから400万円がいいですと言ったものなのか。400万円という部分の中でそれをどのように判断なさって、400万円でこの後、指定管理料を、後から出てくる話なんですけれども、これと密接に関係してございませうので、その400万円の判断です、判断をどうなさったか。

○佐藤清春 議長 増田地域局長。

○遠藤晴美 増田地域局長 前の会社、増田町物産流通センターにつきませうは、どうしても管理全体を見る担当が、本社のほうの担当ということで本社のほうから派遣する、いわゆるさわらびのほうから派

遣するというような形でその分多くかかっていたのではないかなというふうに思っております。

それから同社、今回はオフィス真人のほうでございますけれども、こちらのほうはケータリング事業もやってございまして、その山荘に提供する食材以外にもいろいろな仕出しということで、そういうケータリングサービスを全般に行っている会社でございますので、こちらのほう全体を精査しました結果、今までの利用料の中で、いわゆるその施設を使って自分の会社のケータリングサービスを拡大していけるという見通しで、この分経費的には減額になっている、いわゆる管理部門、全体的に管理しても400万円の中で十分ケータリング、管理以外の部分でもできるというふうなことでございましたので、こちらのほうに判断したということでございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第142号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第22、議案第142号公の施設の指定管理者の指定について（観光物産センター蔵の駅 旧石平金物店）を議題といたします。

説明を求めます。増田地域局長。

○遠藤晴美 増田地域局長 ただいま議題となりました議案第142号公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

75ページでございます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項及び横手市増田観光物産拠点施設設置条例第3条の規定により、次の団体を観光物産センター蔵の駅旧石平金物店の指定管理者として指定することにつき、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

本施設は、観光客等への増田地域の自然景観や歴史的町並み紹介、それから物産の販売目的に本年度9月に議会で設置条例を議決させていただいたところでございます。設置者としましては、今後地域の観光振興の先導役であります増田町観光協会がもっともふさわしいということで、この観光協会を指定しようとするものでございます。

指定する期間は、24年4月1日から27年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第143号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第23、議案第143号公の施設の指定管理者の指定について（東槻多目的集落集会所・桑ノ木多目的集落集会所・三ツ屋多目的集落集会所）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第143号公の施設の指定管理者の指定について、についてご説明いたします。

76ページをお開きください。

地方自治法第244条の2第3項及び横手市集落多目的共同利用施設等設置条例第3条の規定により、横手市集落多目的共同利用施設等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

1、施設の名称は横手市東槻多目的集落集会所です。

2、指定する団体の名称は東槻交流館運営委員会です。同じく横手市桑ノ木多目的集落集会所は桑ノ木交流館運営委員会へ、横手市三ツ屋多目的集落集会所は三ツ屋交流館運営委員会へ指定するものです。

3としまして、指定期間はいずれも平成24年4月1日から平成31年3月31日までの7年間です。

以上、説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第145号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第24、議案第145号公の施設の指定管理者の指定について（天下森ふれあい農園・上畑ふるさと公園）を議題といたします。

説明を求めます。増田地域局長。

○遠藤晴美 増田地域局長 ただいま議題となりました議案第145号公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

80ページでございます。

本案は、地方自治法並びに横手市自然体験型交流施設設置条例第7条の規定によりまして、次の各施設の指定管理者につき、それぞれ次の団体を指定しようとするにつき、自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

天下森ふれあい農園につきましてはこれまで同様、株式会社天下森振興公社とすることとし、炭焼き

体験施設や自然散策道を有します上畑ふるさと公園につきましては、これまでの株式会社増田町物産流通センターにかえまして、地域の自然や森林を生かした体験型教育を通じて自然保護や森林の保護活動を実践している特定非営利活動法人森の王国サルパを指定しようとするものでございます。

指定する期間は、いずれも平成24年4月1日から27年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第135号～議案第150号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第25、議案第135号公の施設の指定管理者の指定について（あいのの温泉、鶴ヶ池荘）より、日程第36、議案第150号公の施設の指定管理者の指定について（外畑牧場）までの議案12件を一括議題といたします。

一括議題とした議案12件については、説明を省略することとし、ただいまから議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 一括されたので、これは入っているか入っていないかわかりませんが、そういう部分の中で、公の管理、さっき増田地域がそれこそ3年やられた結果において今回少なくともこの指定管理料の変動がある。それについては、それも下がっている部分が多いので非常によかったな、所期の目的に達しているなという思いでいるんです。ただ、今の部分、一括で上げられた中には、ただ、今提案された中でその債務負担行為の部分はどうしても文言の中から見えないから非常にわかりづらい部分がありますけれども、旧3年間と全く同じような形の中でこれからの3年間を指定管理料を払ってお願いをする。それからある意味では、単年度非常に上がったと、非常に上がってしまった、そういう部分が見受けられます、一つ一つ。この中で、非常にその指定管理者制度の中で矛盾するのは、平成17年12月14日に、それこそ副市長が総務企画部長であったときに、これを導入するに当たって、それこそさっき言ったとおりに民間企業論理を導入してサービスを落とさないで市の持ち出しを減らすんだ、その請け負っているこの指定管理の人たちを守るのではなくて、市民の負担を減らす、そしてその利益を上げる、逆にそこにチャンスを与えるんだという話を力説されました。

だがしかし、こう考えていったときに、その指定管理者がみんな同じなんです。要するに3年間、指定管理料、その同じところも、それから、上がるところも。じゃあこれは何か、既得権益化につながらないかというおそれがまず1点であります。

それから、指定管理料を増やしたところについては、少なくとも、これはほかのところを交えて公募

にしなければまずかったのではないかと、上げる前に、もっと。やはり透明性を持たせる、要するにこの指定管理料自体が本当にこれで妥当なのかどうかという議論もありませんし、ただこういう形の中で今までの団体が同じような価格、そしてまた逆に上がった形の中で出てくる、どうしても私は納得いかない部分がありますので、そのところを詳しく説明をお願いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 副市長。

○鈴木信好 副市長 指定管理を始めてから何年かなりました。指定管理当初のお話は今話されたとおりですし、今も基本的な考え方は変わっておりません。ただ、この指定管理を何年かやっている中で、実際に最大の課題といますか、それはその施設を管理する会社も市がつくった会社だということがあります。今、齋藤議員は公募したらいいという話がありましたが、それも一つの手法であります。何しろその出発時点から、市がその施設を管理するために市が半分以上の株を出資して、周りの皆さんから出資をお願いしながらつくった会社がそこにある、厳然としてあるということが一つあります。

基本的には、最終的には、今、議員がおっしゃったとおりにその公募なりいろんな人方が入れるか、もしかすればだれも入れないということもあるかもしれません。そういうことも含めて進めていかなければならないわけですが、今、市がつくった会社がそこにあるということ踏まえながら、今とれる最良の方法が何かということ一生懸命考えてこの案を出したわけです。温泉施設を含めた三セクの全体の方向性とかは皆さんがいろいろお話しされていますが、まだ出ていませんけれども、これはこの後、例えば、今、この前の5つの指標を市のほうで皆さんに認めていただきましたので、あれに基づいて見ればこういうところが見えるということをお話します。

それから、市がつくった会社にはやはり何十人の人がいるということも、そこを守るのではないということはおっしゃるとおりなんですけれども、現実には何十人の人が働いているということも含めて、やっぱりそういう会社のほうとも先々のことを話をする。それから地域の皆さんとも先々のことを話ししながらいずれは公募なりもっといろんな人がもしもこういう条件でできなければいろんな人を入れるというふうなことも考えていかなければならないと思います。

今、その途中段階で今回は3年をお願いしようとしていますけれども、できれば平成24年度中にはそれぞれの施設への一定程度の条件を示して、その方向でやれるかやれないかというのをその後の期間で判断してもらって、もしもなかなか難しい、あるいはこの後もっと指定管理料が入らなければやれないとかということになるとすれば、それを公募に持っていくとか、さまざまなことを考えていかなければならないというふうに思っています。

直定規みたいなのをつかってこれでスッとあとやってしまうというわけには正直なところ言ってなかなかいかないなと思っていて、時間も含めて今回の指定管理の次の指定管理のときには、いろんな住民の人とのやりとりも踏まえてそういう方向性もちゃんといつのものは今度いきますよというふうなことを事前に話をして進めていきたいなというふうに考えています。そのために、今議会でも委員会までに5つの指標から見えてくることを皆さんにお示ししながらいろいろご意見をいただきたいし、そ

の後は会社とか、それから地元の皆さんとも一生懸命話をして、例えば平成24年の秋ごろには、市としての一定の案をお示しして議員の皆さんからもご意見をいただきたいし、その年度内にはそのやりとりを含めてその方向性を決めたいなというふうに思っていますので、一件一件見れば確かにゼロから1,000万円になるというところもありますし、さまざまですが、この3年間はこういう形で何とか続けさせていただいて、その先は今皆さんとの議論、あるいは住民の皆さんの議論を踏まえてちゃんと方向性を出せるようにしたいなというふうに思っていますので、何とかよろしくお願ひいたします。

○佐藤清春 議長 18番齋藤議員。

○18番（齋藤光司議員） これは質問ですので、それがいいとか悪いとかまず後に置いておきながら、今言われたことがやっぱり3年前からなければできなかつたんですね。導入するときにはそれこそ副市長が言った言葉の中で、そして今契約のときにそういう言葉が出てきたと。つぶすわけにいかない、確かにそれはそうかもしれないけれども、条件さえつけばこの地域の中で、ただ雇用形態が変わるだけで、同じ横手市民を使うということもできるわけ。でも、その中でもう3年後という副市長が公のこの席で話した話というのは非常に重いと思います。ということは我々改選もあるし、私がこの次いるかもしれない、いないかもしれない、対面に向かっている皆さんも定年退職しているかもしれない、いないかもしれない。しかしながら、これは継続してこの次に必ずやるということを明確にもう一度、副市長、答弁してください。

○佐藤清春 議長 副市長。

○鈴木信好 副市長 一言だけで返事すればいいような内容ですが、ちょっとだけ話をさせていただければ、3年前にやるべきだったというのは今思えばそのとおりです。ただ3年前はこういうスタイルでやれば何とか続けることができるだろうという期待も含めてそういうものもありまして、頑張ろうというふうにしていました。結果としてさまざまなことがありまして、この前の6月議会のような中身にもなりましたので、どうも期待どおりにいっているところもありますけれども、いかないところもかなり出てくる、それではうまくないということでそういう検討を始めて、しかもこれをやるのにはこう決めましたから明日からやりますというのはなかなかできにくいので、一定の助走する部分も含めて方向性を明示しなければならぬ。そのためには、今、平成27年3月まで、今回3月までですので、そうすれば平成26年、25年のあたりにはその方向性をみんながわかって、それに向けて我々ができるかできないかも含めて頑張れるという部分が、そういうぐらいの時間はとって、それで結果的に公募とかさまざまな手法、今と同じすぐ随意契約でいくよということではない方法をとりたいと思いますし、そういう話し合いをこの後議会の皆さんとも進めていきたいと思います。先ほど申し上げましたとおり、平成24年度中にはそういう方向を出せるように一緒にお願ひしたいと思いますので、平成24年度中といえはここにおられる方々はまだまだ任期中ですので、何とかひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

10番遠藤忠裕議員。

○10番（遠藤忠裕議員） 私もこれに関連した質問をさせていただきます。まず1つ目は指定管理料、算定基準というのはどこにあるのですか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 皆様に今朝、指定管理者の指定について関係資料というものでこういう分厚い資料をお出ししておりますが、この中に事業者から上がってきております事業計画書、それから収支計画、向こう3年間という資料がございまして、その資料の申請に基づきまして、関係する地域局ですとか関係する課、それとうちのほうの総務課、企画、それから財務部の財政課等で中身をチェックしまして計画に沿った収支計画なのかということをお判断させていただいて、その中から指定管理を決定いたします。

以上です。

○佐藤清春 議長 10番遠藤議員。

○10番（遠藤忠裕議員） 基本的にはそうだと思います。ただ、いろいろ問題になっているのは、それでいいのか悪いのかということが問題になっているわけです。何かというと、黒字を出しているところと赤字を出しているところが出てくる。ではその赤字というのはなぜ出てきたんだと。要は経営形態が現状の経営に合っていないということが、私は基本的に言えることだと思います。それをどこまでも追及しても赤字は解消しないはずで。そういう点にどういふふうなお考えでメスを入れてきてこういふふうな算定をしているのか、そこら辺お考えになってやっているのかどうか、お答えいただければありがたいと思います。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 先ほど申しあげましたその検討会の中では、増の理由、減の理由等も議題にしながら十分精査検討した上での指定管理料でございますので、ご理解をお願いします。

○佐藤清春 議長 10番遠藤議員。

○10番（遠藤忠裕議員） だから、その見方が甘かったということだと思うんですよ、結論を言うと。ちょっときついことを言わせてもらいますけれども。私は、一般質問で取り上げる方もいるようですので、余り深くやらないですけれども、一番の問題は頑張っているところは減額だと。例えばこの表を見せてもらおうと、道の駅なんかは減額措置されていますね、3年間。頑張っていて減額されて、では適度にやっていたら増やしてくれるのかという論理も起きてくる可能性もあるわけです。三セクほど頑張ってもらわなければ赤字を出しやすい組織はないんですよ。これは今に始まったことではないんです。過去のデータからいってもすべてそうです。だから三セクを嫌っている部分があるわけです。だから、基本的には頑張っているところには逆に応援してあげるぐらいの姿のものがなければ、私はうまくないんじゃないかなと思うんです。逆に言うと、赤字を出したらその根拠がしっかりしていない赤字だったらペナルティーを加えるぐらいのことがなければ、その体質は変わらないと思います。そういう点ではどういふふうなお考えでいるのかお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 今回指定管理ということで60施設ぐらい出しておるんですが、いずれその施設ごとにその設置の経緯等々がみんな同じではございませんので、違う部分もございます。今お話しのように、十文字道の駅につきましては、合併後に横手市が公設民営をいう形で設置したものでございまして、設置の段階から地元地域局がいろいろ近辺の道の駅なり、あるいは他県に出かけてそういうふうな運営形態の手法やら、それから収支計画をまとめたものでございまして、それが合併になりまして、先ほど申し上げました関係課によります協議等を行いまして、余り不足のない程度での指定管理料という形で決定させていただきました。その後、いろいろそれを運営する会社につきましても、いろんな意味で自分たちの努力をされて、経費の節減やらあるいは誘客に努めたところは皆さんご承知のとおりでございまして、今回改めて会社側からそういうふうな経営計画あるいは収支計画を徴取したところ、こちらの評価としては最大の評価ができるわけでございますが、経費の削減に努めていただいたということでございます。それについてはこちらの検討としましては、それをよしとして減額させていただいたところでございます。ですから、その施設施設で、もしかして指定管理料が増えるところについては、なお一層今後の努力を期待するということも込めまして今回の決定とさせていただいたところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○佐藤清春 議長 鈴木副市長。

○鈴木信好 副市長 特に三セクの部分を申し上げますと、頑張っているところには頑張っているなりのことをすべきだというお話でありました。もちろん赤字のところは赤字なりのことをしてもらわなければならないということになります。過去に会社でそういうふうなことがやられたかどうかは、ちょっと今手元で詳しく把握していませんが、今三セクの中で単年度ベースで何年か赤字を計上した会社については、社員の給料の減額を協力してもらうなどしてございまして、基本的に三セクの成績そのものが自分方の待遇にも響くということは今一生懸命話をし、現実には何社かは給料減額していますので、そういうふうなことも進めています。今、平成24年の秋ごろには最終的な提案をしたという中には、その三セクについてやっぱりだめなものは自分方の待遇にも影響するよということ、それからよければよいものは全部市で指定管理料を下げちゃうというのではなくて、そのうちの指定管理料に影響する部分は何%かで、かなりの部分はその成績上げた人方がちゃんと見返りとしてできるような方法もあわせて今検討しています。全国にはそういうふうになっているところも何社か三セクでありますので、そういうものも参考にしながら、頑張った人方が報われる、だめであれば自分方に直接響くよというふうな部分はやっていかなければならないというふうに思っています、そういうことは考えていますので、その際にはぜひいろいろなご意見をいただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○佐藤清春 議長 10番遠藤議員。

○10番（遠藤忠裕議員） 今の副市長の答弁に、私は一つだけ言わせていただきたいことがあります。従業員が頑張っていないなんて私は言っていないですよ。組織、運営組織そのものが頑張ったように見

えて本当は効果を上げない組織になっているんですよ、ということを行っているんですよ。従業員が遊んでいるから赤字になっているとかというのは、そういう体質の会社になってしまっていますよ、ということを行っているんですよ。経営者も含めてですよ、これは。だからそのところに一步踏み込んでいただいて考えていただかないと、こういう問題は永遠に続くと思います。

それから、例えば今年は震災があったりして人が来なくなった、そういう意味の赤字は私らも理解しますよ、そんなのは。要は体質的に恒久的な赤字体質になっているんじゃないかということに、私らは疑問を持ってこうして手を挙げてきついことを言わせてもらっているんですよ。だからそのところを間違わないで取り組んでいただきたいし、一般質問もあるようですので、私はここでこれ以上質問しませんが、どうかそういう点に留意したあるべき姿をつくりあげていてもらいたいと思います。

以上です。終わります。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） ちょっと確認をしておきたい事項が何点かありまして、まず聞きたいと思います。今朝、先ほど総務部長が言われたようにこの資料が提示されておりました。内容を詳しく見ている時間もなかったので、余り詳しい精査はしていないんですが、バーッと目を通した中で本当にこれで我々に判断求めるのかなという感じがしました、正直な話。これは率直な話です。この中に書いているアバウトな項目の数字を羅列したもので、本当にこれだけで我々が判断できるのかという素朴な疑問でございます。その中でこれ以上のある程度の中身が精査できるような、要するに細部がわかるような、事業内容のどういうことをやられているのか、そしてどういう形になっているのかという全体像が見えてくるような資料の提出は果たして委員会の開催する前まで準備期間を置いて出していただけるのかどうかということがまず1点であります。

それから今回の提案に関しましては、この先3年間の指定管理料を決定するというふうにされております。これは条例で定められているからというふうにも理解しますが、副市長は先ほどからいろいろな質疑の中の答弁で、今、出てきた話なのでこれから時間をかけて3年ぐらいのスパンの中でという話をされました。私の認識は違うんですよ。もう5年も前から出ている話です。いろいろ折衝してきた中で、やっと見直しの案を9月議会を出すというふうに明言されました。スタートしようという話になっておりました。でも、今この指定管理を向こう3年間をつけてやっていくということは、今、副市長が言われた議論になっちゃうわけですよ。で、そんなに時間をかけてもいいものかというのは、実はあります。来年度の予算の中で、非常に窮屈になっている中で、さまざまところをいま削らなければいけないという事態に至っているに際して、まだこういう話をしているのかなというのが、まず時系列の中でちょっと疑問に思った点がまず2点目の話でございます。

それとあわせて、今回のこの指定管理の3年間の案というのが出てしまうと、やっぱり3年間の分を決めてしまうということは、その3年間の間にその組織体が変わるといって、変わっていただけるとい

ことは期待できないわけですね。ある意味固定した金額を必ずあなた方に入れますからということを確認してしまうスタイルになります。そんな中で本当に言われているような精査だとか次のステップにいくためのいろいろな判断ができる、またそして我々が判断するときに、そこに実績をあらわせるような組織体に温泉施設が果たしてなっていくのかということに、非常に疑問を覚えるわけですが、そこら辺の整合性についてもあわせて聞いてみます。

○佐藤清春 議長 鈴木副市長。

○鈴木信好 副市長 今回の、今日渡したわけですので、中身的にもゆっくりは見てもらえない、時間的にもなかったと思いますし、ただ実際には我々はそういうものと、それをベースにしていろいろ聞き取りする中で今のような判断をしましたので、ぜひ参考にしていただければと思いますし、さらに三セクの毎年の経営状況報告、貸借対照表とかそういうものも、それからどういう内容でやっているというのは経営状況報告、毎年ほとんどのものは6月議会に皆さんのお手元に提出しておりますので、ぜひそれを参考にしながらも、何とかご理解をいただければというふうに思います。

それから、スケジュールについては確かに5年前から議会のほうにも観光関係の特別委員会をつくって、5年前からいろんな話し合いはしてきました。ただ実際に5年前に話し合いしたときには、この赤字部分が出ているのをどのようにするかというふうな話、私はその委員会にも出てそのことが中心だったように思います。ただ、特に山内観光振興公社への借り入れ、入れて何年か思った中でまた今年も入れるっていう中で、ほかの人にやらせてはどうかっていう話もいろいろ出てきまして、そこでその、ほかのところ例えば指定管理をお願いするという方法も具体的に、具体的にとれるかどうか、一瞬考えたときには、自分方が会社をつくっていますのでなかなか難しいなと思いましたが、やっぱりある程度のスパンを置いて考えていただくことによって、そういうことも可能になるのではないかとということで、今はもう既にそういう話をいろいろしています。

それから、3年間は形態が変わらないというのはまさに3年間今指定管理をお願いすれば、それはその人方がもう辞めるとかそちら側でみずからやらない限りは変わらないというのは事実ですので、ただこれを何とかしてこの施設を継続していくために、お金は無尽蔵にくるのではないよということは、今、山内の議論の中でそれぞれの会社でも相当中身がわかってきまして、そういうふうな話し合いも進めておりますので、やっぱりほかにやるというのは、例えば来年の3月からやりますよとかそういう形ではとてもなかなか、そうした場合にその会社の整理のこととかも含めてさまざまなことが出てきますので、やっぱりスパン的にはこういう方向でいきますって言ったら、1年2年ぐらいのスパンは最終的な方向に持っていくために必要ではないかなというふうに、私は思っております、ぜひこの後もいろいろ話し合いをしていきますので、その辺のところもよろしくお願い申し上げたいと思います。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番(寿松木孝議員) まず、気持ち的にはわからないわけではありません。ただ、いかんせん、やはり我々の任期も、任期中ですという話もありましたが、そういう話じゃなくて任期もさておいて、や

っぱり市民のさまざまどころにしわ寄せがくる財政状況になっている中で、本当にそんなに時間をかけてこのことばかりにある程度やっていってもいいのかなという率直な疑問もあるわけですよ。そして何よりも、その方向性も3年かけて、まあ2年ぐらいの話し合いの中で方向性を決めてということじゃなくて、もうある程度答えは出ているところもあるわけですよ。

今までこの何年間かずっとやってきて、その状況もわかりながらその施設の方々にも頑張ってもらってやってきたんだけど、どうにも立ち行かないだろうというふうに、簡単に指標だけでは見れないんですが、思える施設もあります、中に。そしてその中で、やはり、じゃ政策的な部分でどうしてもこの部分だけは何とかしなくちゃいけないという、そういうのも見えてきている時期だと思うんです。

すべてを全部一律に9つあるのを一律に9つのうち5つにしちゃうんだとかそういう話をしているのではなくて、9つあるうちの中で、今とりあえず精査ができて何とかできる部分というのは何なのか、そしてどこをどういうふうにするのかという話を最初に持ってきてから、本来であればこの指定管理の話がくれば、私は整合性がとれたと思うんですよ。その部分がないままに、その行方もわからないままにいま指定管理をしてしまうと、3年間はすべての施設を持つんだよという、逆に言うと意思表示になってしまうんですよ。それもやむを得ないだろうというのが副市長の話だと思うんですが、今の財政状況の中でそれが果たして市民の理解を得られるか得られないかということだと思いますので、その部分については多分委員会でも話があると思いますけれども、まず私は、市長の、その最終的にはこれはトップの判断だと思うんですよ。非常にきつい判断だと思います。市長も判断しなければいけないし、我々議会側としても判断しなければいけないと、そういうところに私は今立っていると思うので、市長のその考え方を最後にお聞きして終わりたいと思います。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今、議員がおっしゃるとおり非常に難しい判断というふうなご指摘がございましたけれども、全くそうだというふうに思っています。これは新市誕生当時はもうちょっとこの地域も元気があったように思います。これだけ元気がなくなってまいりますと、やはりそれぞれの地域において新市が誕生したことによる功罪について多く語られております。これはどなたもがご承知の話でありますけれども、功はあまりなくて罪の方が語られるわけであります。こういう環境の中でその地域のシンボルと言っては大げさでありましようけれども、そういう歴史的背景のもとにできた温泉保養施設が大変でございます。全部と言っていいと思います。これに対する取り扱いというのはまさに高度に経済的側面だけでない判断が求められることだという思いがずっとございました。特に新市誕生以来、日を追って思うようになりました。しかし新市誕生以来財政的な部分の行き詰まり感をどうやって解消するかということは逼迫感は増しております。こういう中でどこに接点を設けるかことこの悩みで今日に至っているわけでございます。

したがって、そういう中で議員ご指摘のようにもっと早い段階でさまざまな対処の仕方がタイミングがあったのではないかとこの指摘もそのとおりだと思うところがあると同時に、しかし何とか立ち直り

のきっかけをつかんでいただきたい、てこ入れをする中で、いただきたいという思いも実はございました。施設はつぶすための方向ではなくて、あり続けるために手助けできないか、こういうふうな考え方でありました関係上、そういうことで今日に至ったということはそのとおりでございます。その辺の苦しさと申しますか、なかなか判断しかねたことも、今日に至って議員の皆様にも大変苦しい判断を求めていることになってしまったということ、まずおわび申し上げなきゃならないなと思います。

しかし、これについては先ほど遠藤議員からもご指摘がございましたとおり、主として三セクでありますけれども、抱える構造的な体質的な問題を抜きにしては考えられない話でございます。となりますと、これは鈴木副市長が申し上げたとおり、そもそも設置主体、設置母体となったときの判断を今どういうふうに変更するかと、受け皿をどうするかというふうなことも含めて、これは相当周到な準備をしなければいけないだろうというような判断がございました。そういうときでやはり1年やそらの今までの中では判断できなかったということで、これはひとつ申しわけないなと思っております。遅延したということはおわびしなければいけないと思いますけれども、しかしご指摘のように何とか今この場においては3年の延期と申しますか、3年の指定管理期間の中で、これはそれこそ先ほど18番議員からのご指摘に鈴木副市長が答えましたとおり、これ以上はないということでありまして、一度にどうということではないんであります。明快な財政的な裏づけをどのように指定管理制度の中に生かしていくかということを決断するのはこの後この3年間の中で、いや3年間ではありません、もう1年、いやそこらの中でしなきゃいけないというような決意を持ってございますので、その辺の諸般もろもろの背景というものもご理解賜りながらご賛同いただければというように思う次第であります。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

27番奥山豊議員。

○27番（奥山豊議員） 136号、地元のことでありますので、お願いしたいと思っております。1号館、3号館の指定管理、これから3年間お願いするわけであります。平成4年12月オープンしたこの1号館、2号館、後からできた3号館でありますけれども、あれからもう19年、20年経つわけでありますけれども、当時私たちもゆっくりする場所が欲しくて3号館をつくりました。そして時代の流れの中でこういう時代がやってきて、今こういう時代の中で私たちもやっているわけであります。先ほど質疑が終結いたしました。2号館の中から図書館機能が大雄庁舎2階のほうに移った、有効活用からして大変すばらしいことであってありがたいことだと思ったところであります。まだ2号館には公民館機能が残されておりますが、私はもう3年後にはどういう立場になっているかわかりませんが、将来3年後を考えたときに、やっぱり2号館も指定管理の視野に入れて思い切った機能の改革、ちょっとわかりづらい部分もありますので、思い切った機能の改革というふうなこと、1、2、3ひっくるめて市がつくった大雄公社にというふうなことも考えてもいいのではないのかなというふうに思ったところでありますので、そこら辺を、今後の考え方だと思いますけれども、私の思っていることに対してどういうふうにお思いでしょうか。

○佐藤清春 議長 副市長。

○鈴木信好 副市長 先ほど市立図書館、公民館の条例改正がありました。これは大雄の2号館にある機能を大雄庁舎側に移そうというものであります。そうなりますと2号館は何にも使わないものになります。ただ、2号館はあのようにまだまだ使える建物ですし、それから建物としては2階の廊下で1号館と連絡ができるものだということも頭に入れながら、今後の利活用を十分考えながら議会のほうに提案してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

議案12件については、お手元に配付しております一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

◎議案第151号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第37、議案第151号平成23年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第151号平成23年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてご説明いたします。

86ページをお開きください。

平成23年度横手市市営温泉施設特別会計への平成23年度横手市一般会計からの繰入額1億6,360万1,000円以内を297万1,000円を追加して1億6,657万2,000円以内に改めることについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

主な内容は、えがおの丘で燃料費が高騰したことによります経費増に資するためでございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） 単純にお聞きしたいんですが、どうしてこの施設だけが燃料の高騰でこんな多額の補正をしなければいけないのかというのはちょっと疑問です。ほかにも施設はいっぱいあるんですが、今出てこないだけなのかということも含めた答弁をお願いします。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 今年の燃料費の高騰につきましては、春から大変値上がりいたしまして、どの施設も大変苦勞している状況でございます。ただ、えがおの丘におきましては温泉の源泉の温度が大変にほかの施設と比べまして低いために、今回、えがおの丘の部分だけお願ひをしているということ

ございます。

以上です。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） 私が勘違いしていれば問題なんです、源泉の温度を沸かし湯にするためにそんなに燃料を使っているんですか。私の認識だと、あそこにあるプールの施設の部分を24時間温めておかないとプールの温度が低くなるので、私は燃料をたくさん使っていると思っていたんですけどもそれは間違いでしょうか。確認です。

○佐藤清春 議長 雄物川地域局長。

○福岡新作 雄物川地域局長 ただいまのご質問でございますけれども、今、部長が申しあげましたように、実はえがおの丘の源泉温度というのはちょっと低うございまして29.5°Cでございます。ほかの雄川荘が46.8°C、それからさくら荘さんが47.7°C、それからゆっぶるさんが33°Cというようなことで極端にえがおの丘の温度が低くなっているわけでございます。したがって、今回その温度が低くなったことに加えましてプールの問題がございまして、プールも加温しているわけでございます。水温15°Cの場合29.2°Cまで上げるとすれば灯油が1キロちょっとぐらにかかるとございまして。したがって1°C上げるのに72リットルの灯油が必要だということになるわけですけれども、1日10センチほどの量しか減らないといいますが、循環でなくなっているという格好で、年に2回ないし3回全量を取り替えるわけですけれども、その全量をアップするための燃料費としたらそんなに値段がかからないということでございます。

全体で見ますと、えがおの丘の使う灯油量がほかの温泉施設に比べまして断トツに大きいわけでございます。ちなみに今年度予定しているのは214キロリットルを予定しております。ほかさくら荘さんが5万、雄川荘が8万、ゆっぶるさんが17万というようなことで、いずれ使う量が莫大なために今回どうしても補正が必要だということでございます。よろしく申し上げます。

○佐藤清春 議長 22番。

○22番（寿松木孝議員） まずこの先は委員会のほうでも話があるかと思っておりますけれども、単純にこの214万リットルと言いましたよね。ほかのところのまず10倍、多く使うところの十数倍使わなければいけないという、そういうのを考えたときに、今、局長がプールは余り関係ないような話をされたというふうに一瞬思ったんですが、沸かし湯でそんなに使うわけもないし、やっぱりそのプール自体の暖房費、要するにその施設の暖房を常に切らさなければ、切らしてしまうと1°C温度が下がると先ほど言ったように多額にかかるので、ずっと24時間温めておかなければいけないという構造的な部分だというふうには、私は認識したんですけども、そこが間違いか間違いでないかということをもまず1つと、それから、もしそういう構造的な部分だとするならば、それを何らかの今までずっと使ってきた施設なんですけれども、何らかの形で改善するような考えはなかったのかというその部分と、まず2点、とりあえずお聞きして終わります。

○佐藤清春 議長 雄物川地域局長。

○福岡新作 雄物川地域局長 前段の部分でございますけれども、いわゆる温泉の温度も低いということ、私どもは単純に考えますと、下のほうのあかとか髪の毛とか沈殿したものが清掃で毎日循環することによって10センチぐらいの量でなくなっていくといたしますか、排出されるわけです。その部分が新しい水がきますのでそれを加温する部分の分と、それから温泉の先ほど申しましたように29.5℃、これを四十何℃に上げるということで、その両方が相まってこのような格好になっているということでございます。

それからもう1点、後のほうですけれども、いろいろこれの対応方針を考えるわけでありまして、それぞれ今までえがおの丘そのものは単品でございます、それぞれそばに井戸があるわけです、雄川荘とえがおの丘。いろいろ水質も違うというようなことで混ぜるわけにもいかない、それから湯量のもともとの量の違い等々でそれを薄めてといたしますか、2分の1にして両方に分けるということもできなくてこのような格好になっています。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） 孝議員と質問が重複すると思うんですけれども、補足として、ちなみに自分も今まで産経の委員で聞きそびれている部分もあったんですけれども、プールの利用者数と、あとその1年間の収益とプールにかかる経費、それを教えてください。

○佐藤清春 議長 雄物川地域局長。

○福岡新作 雄物川地域局長 近々のあれで1年間のそれぞれの資料はちょっと持ち合わせていないんですけれども、プールのほうですけれども、利用人数、10月末までの人数でありますけれども、1万3,249人、前年度が1万2,145人、604人の増と。大体年間でありますと1万8,000人ほどプールの利用がございまして。片や収益のほうでございますけれども、いわゆるプール利用料ということでいきますと、10月でございますけれども、今年が151万5,150円、収入でございます。前年度が156万95円というような格好になっております。4万5,000円ほど収入は落ちているわけですが、収支といたしますか、利用人数、それから収入は以上のとおりでございます。

○佐藤清春 議長 12番高橋議員。

○12番（高橋大議員） 答弁漏れといたしますか、そのプールそのものに、プールの館内の暖房費用も含めてですけれども、かかった経費を教えてください。

○佐藤清春 議長 雄物川地域局長。

○福岡新作 雄物川地域局長 特にこれについてプールにどれぐらいの暖房料でということでは積算できておりませんので、ちょっとこの場でお答えすることはできませんので、後で会期中に詳しい数字をお出ししたいと思います。

○佐藤清春 議長 12番高橋議員。

○12番（高橋大議員） おかしいんじゃないですか、ねえ。ちょっとそういう状況でこれから補正でお

金を要求するとき、その運営の状況が明確にわかってない、そんな状況で市民の税金をそこに投入しないといけないということが、まずできるわけないと思うんですよ、ねえ。そもそも物すごい赤字を出してこの施設は運営しているんですけども、当局もそれなりにその過去の背景を知っているがゆえに悩んで今に存続をさせてきている状況の中で、そんな部門部門、建物全体での経費とかそういう部分で出ないかもしれないですけども、もっと真剣にやっていたらすぐそれぐらいのことは出ないとおかしいですよ。そんな状況でやっているから我々は温泉の会計に対してはいつもいかなものかという部分で見ているわけです。今のような状況であれば、市民は本当に納得しないですよ。本当に地元の利用者ですら申しわけなく利用せざるを得ないような状況になりますので、本当にこの施設を存続したいのであれば、今のような答弁というのをおかしいというか、本当に真剣味が足りないんじゃないですか。私は今の答弁は本当に情けないと思います。今まで自分がその予算をちょっと納得しないながらも苦渋の決断で認めてきた自分も恥ずかしいと思いますけれども、ちょっとたるんでいると思います。その点に関してどうでしょうか。

○佐藤清春 議長 雄物川地域局長。

○福岡新作 雄物川地域局長 ただいま大変お叱りを、あ、すみません……。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私も手元に資料がなくて、具体的な数字としてはお答えできませんけれども、私も新市誕生してから温泉保養施設をどうするという仕分けをする中で、えがおの丘については、これについては普通の温泉施設だというふうには仕分けいたしませんでした。これは健康増進施設だというようなどらえ方をした次第であります。そういうことで、採算性は到底望むべくもないという中で、健康増進施設として市民の皆さんの健康増進に寄与するということに重きをおいて運営してもらってきたと私は思っておりました。したがって、今、地域局長が的確な経費にかかわる答弁ができなかったのはもしかして資料が今用意できなかったからかもしれないかもしれませんが、これは少し申しわけない部分だなと思いますけれども、決してほかの温泉保養施設と同列に論ずべき施設ではないというようなのが私の認識でありましたので、これについてはほかの場で、ここでこれ以上の話はなかなかできかねますので、いろんな情報提供しながら意見を賜りたいと思います。

○佐藤清春 議長 12番高橋議員。

○12番（高橋大議員） 大分前から我々の所管は産業経済常任委員会が所管の管轄で、えがおの丘もやっているはずですよ。そういう意味においては、当然市の認識としてはその福祉的な部分というのは建物の発足の性質上からもそういう認識はあってしかるべきだとは思いますが、あくまでも収支とかそういう観光であるとか、そういう部分の一面もあって我々の所管もその部分の審査をしてきているわけですので、今この期に及んで、収支の部分は全くあまり真剣に考えずに、福祉の増進のみを視野に入れてこの施設を見てきたというのはちょっとどうなのかな、違うと思います。ですので、ちょっと今の市長の答弁はいかなものかなとも思うわけですけども、その点もう一回お願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 最も、恐らくでありますけれども、最も採算の悪い施設だと思います、そういう意味で言うと。それは営業的に民間のああい健康増進施設と競争してやるというふうな体をなしておりません。そういう意味でこれを生かすには行政が直営でやるしかない施設だというのが私の認識でありました。所管が産業経済という部分でそこでチェックされるということでありましたけれども、何せ売り上げそのものが先ほど申し上げたとおり微々たるものでありますので、到底採算は未来永劫とれないというふうに私は思っています、とろうとすれば。したがって我々としては、これを温泉保養施設として継続するならば、市民の皆さんにこれだけ税金今までかかっています、これからもこんなにかかります、しかし健康増進施設としての価値はこのようにあると思います、所管を変えていただいて継続するかどうかという判断を我々は市民の皆さんと、議会の皆さんともキャッチボールしながら判断していく、今タイミングに来ているというように思います。今日はそういうところでご勘弁をお願いいたします。

○佐藤清春 議長 12番高橋議員。

○12番（高橋大議員） 勘弁というか、自分もあれを本当に経営という観点から見れば、多分黒字にすることは到底不可能、建物、構造を見ても、もうけるような構造になってないと思いますし、幾ら頑張っても血のにじむような経営努力をされたとしても無理だと思います。それは共通の認識だと思います。

ですけれども、先ほど指定管理の件も出ましたけれども、これからさらに厳しい財政状況が予想される中で、どの部分も、どの分野だろうがみんな切り詰めて頑張らないといけないというときに、福祉的な目的だから余り採算性を切り詰める努力をしなくてもいい、かかる分はかかるんだからしょうがないでは済まされないと思うんです。ですので、何のために指定管理をやるかというのもそこにあつたんじゃないですかね。そういう意味では、指定管理になる、ならないは別にしても、どの部門すべてがみんな努力して切り詰めている中でやっているときに、その今のえがおの丘の施設だけ、頑張って、従業員は頑張っていると思います、けれども、経営的観点がゼロでいいのかというところじゃないと思うんです。

下手すれば福祉の施設だから、しかもプールも健康増進に役立つんだから冬だろうが何だろうがやらないといけないという考えがあるかもしれないですけれども、私なんか言わせれば冬やめてしまってもいいんじゃないとか、そうすらも思います。えがおの丘そのものを自分は廃止しても仕方ないんじゃないかなという思いも心の中にありながら見ているわけですが、ただ、そういうふうにもみんな口に出さないけれども、多分内心では思っていると思います。困った施設だなど。市長も思っていると思います。ですけれども、過去の経緯とかそういうのをかんがみて、みんな我慢して予算を認めていると思うんですよ。

そういう中であって、もうちょっとそういういかに切り詰めればいいのかとか、そういう経営的なものと細かい精査というのをしていけない施設だと思うんですよ。それで私も産経の委員のときには、食堂部門の個別の収支がどうなっているとか、質問した経緯もあります。すぐ出てきません

でした、そのときに。ですので、いつまでそういう状況でやっていることが許されるのかという、もう許されない時期にきていると思うので、福祉の施設だとは言われるでしょうけれども、ちょっと経営的な観点も強く入れていただいて、今後施設の運営に臨んでいただきたいと思うんですけれども、その点お願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 指定管理の案件とは違うわけでありましてけれども、温泉保養施設関連全体的な中でこれの検討を進めることは、先ほど鈴木副市長が答弁申し上げ、私が答弁したとと変わりございません。そういう意味では見直しを、さまざまな見直しを図る中でこれも一緒に考えてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

17番菅原恵悦議員。

○17番(菅原恵悦議員) 燃料の高騰というふうなことで年間214万リットルも使う施設というふうなお話でした。それで3月11日の大震災、この後やはり市民の皆さん大変な並んで油類、ガソリンもそうですし、すべてのものがそういう状況にありました。そこでえがおの丘はこれだけの燃料を使う施設だから当分の間休んだらどうかというふうなことで確か何日か休んだと思います。何日間ぐらいここ休みましたか。

○佐藤清春 議長 雄物川地域局長。

○福岡新作 雄物川地域局長 おっしゃるとおり3月11日の大震災でございますけれども、そのときは燃料も当然入ってまいりませんし、当然そういうご助言もいただきましたので、確か1カ月ほど休んだかというふうに記憶しております。おっしゃるとおり多大な燃料を消費するということもありまして、また館内の点検、安全ということもありましてそのような形にさせていただきました。

○佐藤清春 議長 17番。

○17番(菅原恵悦議員) そこで、燃料の高騰で年間多分相当な綿密な計算でこの214万リットル、計算して出しているものだと思うんです。それで1カ月休んだ、そうすると1カ月間というのは相当の量の燃料が使わなかった、こういうふう思うんです。さきほど高橋大さんのほうにも答弁ありましたが、この施設はこういうふうな施設だからこういうときは休むべきだ、やはり皆さん心配してそういうふうにお話をした。でも1カ月間の間に、じゃどれだけの、休んだことによって、要するに燃料を食わないで、そういうふうなものを何にも計算もしないで、よそではみんな心配しているんですよ、そういう施設だからぜひこの機会だから。

ところが答弁するほうは、何もそういうこと関係なくそういう期間があったらこういう期間でこれだけのことはあってこういうふうな結果になりましたよ、当然出すべきなんです。でも計算がなされていないと、こういう答弁です。そうしますとですよ、私はどうも先ほどの指定管理もそうなんだけれども、一生懸命努力しているそういうところがある、これとは関係ないんですけれども。私のほうの道の駅、

私もつくって心配です。朝早く4時ごろ、夏なんかいろいろ私もおはよう野球をやったりしていますんで寄る、そうするといふんですよ、社長が。何しているの社長。こう言うと、4時ごろから5時半、そのころが一番涼しいんだと一日のうちで。そういうときに空気の入れ替えをして暖房費を抑えるんだ、ああ、それで来ているんだか。やはり皆さん、そういう自分の施設は自分で何とかしよう、そうやって頑張っているわけなんです。でも、えがおの丘ではそういう答弁では、ああやって1カ月もその当時心配して休んだ、でも何にもそういう効果も含めての試算がなされていないとするならば私はおかしいと思うし、早急にそういうものは出していただきたいというふうに思うんですけれども。

○佐藤清春 議長 雄物川地域局長。

○福岡新作 雄物川地域局長 ただいまのご意見いただいたところでございますけれども、それぞれ月の例えば消費の灯油の量というのは全部それはわかるわけで、明確にプールと温泉、全館暖房の部分を分けるということであれば、ちょっと計算していないとか資料を持ち合わせていないというお答えをさせていただいたところであります。したがって、まず通常であれば2万2,000から少ないときで夏場とかといいますと1万2,000リットルほどでございます。高いときであれば月200万円ほどの灯油代がかかっているという形になっております。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） これがですね、これが合併してから持った施設であれば、それこそ今の議論が、いろいろな質問が成り立つと思いますけれども、合併以前に旧町の中で、やはり先ほど来市長が言っているとおり、思いがあって建てられたものだ、そういう部分の中でやはり工夫が必要だろうと、そういう部分の中であえて申しますならば、先ほどの12番議員の言われるとおりにプール部分は冬期間は休む、それも一定の対処です。それからボイラーが本当に今はやりの燃料効率のいいものになっているか、これから5年、あるものを壊すのでなくてですよ、これからあの施設を利用していくためには新規の投資をしても回収できるかと、やっぱりそういう議論がこれからはまずは必要だろうということをまずは申し上げたい。

そしてその中で、あえてあの施設が、これは議員の中でもやはり知らない人が、説明は受けているんですけれども、私も今通っていてわかるんですけれども、週に1回診療所があるんです、整形外科の平鹿病院から先生が来ていただいて、懇切丁寧に診てもらえる、待たなくて。それは温泉療法も含めてですね。そして下のプールでは、それこそ少しご丈夫になられた体格のそれこそお母さんお父さんたちが一生懸命やられている、人数は少ないながらも。

これを逆に今燃料が高いとか何かでなくてもっと利用してもらい、もっともっと利用してもらい方が本当にやられてきたのかな。要するに、今のこの灯油量だけ言っていますけれども、灯油量のもったいなさよりも、私はあれをやめてしまうもったいなさのほうが非常に心配するタイプなんだ。だからこそ今一番必要な足の痛い、我々みたいに重作業してきた人間にとって、今還暦を迎える身であつちこつ

ち痛くなってきているんです、実際。これからあと幾ら生きられるかわからないけれども、そういう部分の中ではああいう施設ってやっぱり必要だろう。私は免許があるからいいけれども、免許のない人たちを例えば平鹿のゆっふるみたいに定期コースを設けながら呼ぶ、そういう工夫。これも確かに金にかかるけれども、少なくともその灯油代の平準化には役立つ、1人当たりですね。こういう工夫を大いにしていけば、あそこを見てもらえば決してやめてしまえ、こういう施設ではない、私はそのように思っています。この努力が足りなかった、見せ方が足りなかったのではないかと、非常にそこで心配しています。逆に利用者の一人として、また私がいつもそれこそ2階から下のプールを見ていて、一生懸命今運動なさっているさまざまな市民に対して、あれをこのままこの議論の中で、つぶせという議論の中で終わったのでは余りにも残念な思いですので、もう一度、責任者はだれでもいいですから、私は市長にとって、だれですか、この担当は、地域局ですか。その努力、今までどういうふうな、利用させる努力をどのようにやってこられたか、またどう考えておられるか。

○佐藤清春 議長 雄物川地域局長。

○福岡新作 雄物川地域局長 大変ありがとうございます。ただいまご意見いただきましたように、確かに努力が足りなかったと思います。ただうちのほうでずっと今までプール教室、子どもさんも含めて、それから乳児のプール教室も含めまして、年間1万996人、これは平成21年度なんですけれども、1万人を超えるプール教室の受講者がおります。そのうち健康運動教室ということで、福祉のほうとタイアップしながら毎年やっているわけでありましてけれども、あとメタボヘルス教室、それからひざ痛等々やっているわけです。その方々年間3,000人ほどご利用いただいているわけでありまして。これはチラシで配布したり、市報のほうに載せたりはしているんですけれども、なかなかそこまで私ども努力が足りなかったなというふうに思っているところであります。

地域的に見ますと当然雄物川にありますので、これは平成22年度のあれなんですけれども、27のプール教室がありまして、雄物川が41%のお客さんがおります。それから横手が12%、それから増田が5%、実数にしまして全体で506人のところでとっていますけれども、横手が59人、増田が24人、平鹿が66人、それから雄物川208人、大森が9人、十文字45人そのほか湯沢本庄とか大仙市からもおいでいただいているわけなんですけれども、そういつてまず健康増進のためには使っている。

それから、医療関係もおっしゃられましたように、平鹿病院から週1回ですけれども、来ていただいてそれぞれ整形のほうを頑張らせていただいているという格好であります。

それから大変あれなんですけれども、私どもは先ほど数値が出なかったのは大変申しわけないというふうに思いますけれども、例えばプールの清掃なんかは業者を使いませんで、職員たちが月曜日、休みになっているんですけれども、来て一斉に清掃するとか、今回灯油を減らすために今年度化石燃料改良剤というのを実は投入してみたりして、これは3分の1とか減るといようなお話がありまして実験的にいろいろな試みをやっているんですけれども、なかなか思うように結果が出ないということで、今回補正という形になったわけでありまして。何とかこの後もいろいろな面で経費節減に努めてまいりたいと

いうふうに思いますし、この後いろいろご助言等いただければありがたいなというふうに思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開は3時10分といたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時10分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第152号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第38、議案第152号平成23年度横手市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 ただいま議題となりました議案第152号平成23年度横手市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億5,298万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ552億603万円に定めようとするものでございます。

第2条、継続費の補正についてであります。7ページをごらんください。

第2表、継続費補正のとおり、まちづくり交付金事業について事業の事後評価フォローアップを平成24年度に行うこととなったことにより、継続費の平成24年度への延長と年割額の変更を行おうとするものでございます。

次に、第3条、繰越明許費についてであります。8ページをごらんください。

第3表、繰越明許費のとおり、保全センター共通管理費など5件について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めようとするものでございます。

第4条、債務負担行為の補正ですが、9ページから11ページになります。

第4表、債務負担行為補正のとおり、横手地区中学校統合事業敷地造成工事第4工区など、61件について債務負担行為の期間及び限度額を追加しようとするものでございます。このうち百万刈農村公園指定管理委託など55件につきましては、指定管理料等の債務負担額の補正でございます。

続いて、第5条、地方債の補正ですが、12ページをごらんください。

第5表、地方債補正のとおり、水道施設統合事業など4件について、事業費の変更などによりその限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして歳出から説明いたしますので、23ページをごらんください。

2款総務費、1項8目元気の出る地域づくり事業では、637万7,000円を計上しております。これは、横手地域、平鹿地域、大森地域及び十文字地域の、元気の出る地域づくり事業にかかわるソフト事業及びハード事業の補正でございます。

25ページをごらんください。

同じく1項10目電算情報管理費で、住民情報系運用管理として1,341万9,000円を計上しております。これは、介護保険法等などの改正に伴う介護保険システム改修にかかわる委託料の補正でございます。

27ページをごらんください。

3款民生費、1項2目障がい者自立支援給付費で、障がい者自立支援給付費經常分として2,872万8,000円を計上しております。これは、平成22年度分の障がい者自立支援給付費及び医療費について、国庫負担額が確定したことによる返還金の補正でございます。

同じく4目高齢者福祉費で、地域支え合い体制づくり事業として8,387万7,000円を計上しております。この事業は2つの事業からなっておりまして、1つは、高齢者等の相互のふれあいによる在宅での生活支援を行うことを目的に、その寄り合いの場となる施設の改修などを行う団体へ補助する、地域支え合いボランティア拠点整備事業です。2つ目は、除雪や草刈りなど地域住民が主体となって高齢者等を支援する活動を後方からサポートする目的で除雪機や刈り払い機などを市が購入し活動団体へ貸し出す、暮らしの安全サポート推進事業でございます。本補正は、補助金と備品購入等ございまして、財源はほぼ全額県の補助金となっております。

29ページをごらんください。

同じく3項生活保護費2目扶助費に、一般扶助費及び施設扶助費として1,135万9,000円を計上しております。これは、一般扶助費については実績の増加見込みのため、施設扶助費については施設入所者が増加見込みのため補正を行おうとするものでございます。

4款衛生費、1項6目後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者広域連合事業で586万2,000円を計上しております。これは、平成22年度分の療養給付費負担金の確定に伴う増額補正でございます。

同じく8目環境衛生費で、浄化槽設置整備事業として183万円を計上しております。これは、個人設置型浄化槽の設置補助金で、設置予定基数が113基から122基に増加することによる補正でございます。

30ページをごらんください。

同じく2項2目塵芥処理費で、保全センター共通管理費として1億1,043万4,000円を計上しております。これは、東部環境保全センターの煙突改修工事と、西部及び南部環境保全センターの燃焼室やクレーンなどの修繕経費などの補正でございます。

31ページをごらんください。

同じく3項水道費、1目上水道費では、上水道事業費として1,490万円を計上しております。これは、大沢第二浄水場整備事業において、国庫補助対象事業費が増額になったことに伴う合併特例債の増額でございまして、上水道事業への一般会計からの出資金の補正でございます。

5款労働費、1項1目労働諸費で、緊急雇用対策事業費として378万5,000円を計上しております。これは、後三年合戦史跡関連の観光案内人育成事業と、コミュニティFM放送局準備事業の緊急雇用対策基金事業のほかに、新規の雇用対策事業としまして、平成23年10月以降に新卒者を正社員として雇った事業者に対しまして雇用奨励金を交付する、新卒者等雇用育成支援事業の経費の補正でございます。

32ページをごらんください。

6款農林水産業費、1項4目生産調整米政策費で、水田利活用緊急支援対策事業として578万円を計上しております。これは、転作確認の終了によりまして市で定める重点振興作物と振興作物の助成対象面積が確定したことによります補助金の補正でございます。

同じく4目で、農業者戸別所得補償制度推進事業として240万円を計上しております。これは、横手市農業再生協議会を通じまして法人化した集落営農組織6法人への定額助成でございます。

33ページをごらんください。

同じく2項1目林業総務費で、森林組合出資金増資費として426万2,000円を計上しております。これは、横手市森林組合への増資でございまして、平成21年度から5年間行う計画で平成23年度の横手市出資分について補正しようとするものでございます。

7款商工費、1項2目商工業振興費で、地域総合整備資金貸付事業として1億5,000万円を計上しております。これは、ふるさと融資によります株式会社アキタアダマンドへの貸付事業で、光通信機器部品等の製造ライン創設に伴う貸付金の補正でございます。

35ページをごらんください。

8款土木費、2項3目道路新設改良費で、地方道路交付金事業として3,035万円を計上しております。これは、社会資本整備総合交付金が追加配分されたことによります事業費の増額と、事業の進捗に伴う総合交付金の充当調整並びに事業費の組み替えなどによる補正でございます。

36ページをごらんください。

9款消防費、1項2目非常備消防費で、非常備消防経費として7,063万5,000円を計上しております。これは、東日本大震災により消防団員等の補償費が増額となったことにより、本年度に限り非常備消防団員等公務災害補償費負担金を増額補正するもので、この財源としましては、特別交付税の9月交付分で全額措置されております。

37ページをごらんください。

同じく5目災害対策費で、防災力向上事業として1,376万9,000円を計上しております。これは、市民へ配布する防災パンフレットの作成経費及び災害により孤立する恐れのある集落とその所管する地域局を、衛星携帯電話で結ぶための備品の整備などでございます。

38ページをごらんください。

10款教育費、2項2目教育振興費で、要保護及び準要保護就学援助として111万7,000円を計上しております。これは、東日本大震災で被災して市内に避難している児童の保護者等へ就学援助費を支給するもので、財源は全額県補助金でございます。

同じく3項中学校費、2目教育振興費で、中学校各種大会派遣事業として281万6,000円を計上しております。これは、平鹿中学校マーチングの全国大会派遣など補助金の執行額が増加したことにより今後の大会派遣経費の不足が見込まれることから、補助金を補正しようとするものでございます。

次に、歳入でございますが、戻りまして14ページをごらんください。

10款地方交付税で、普通交付税が10億7,443万7,000円、特別交付税が7,063万5,000円、合わせて11億4,507万2,000円を計上しております。

14款国庫支出金では、生活保護費負担金、介護保険事業費補助金、活力創造基盤整備総合交付金などで3,456万2,000円を計上しております。

15款県支出金では、地域支え合い体制づくり事業費補助金、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業費補助金、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金などで1億234万4,000円を計上しております。

21款の市債では、臨時財政対策債の減額などによりまして5,959万円を減額計上しております。

18款繰入金では、財政調整基金からの繰入金6億7,869万6,000円を減額するなどして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 1つだけ所管でなくなるので聞きます。27ページをお願いします。高齢者福祉費、地域支え合い体制づくり事業8,387万7,000円、これについてであります。これは、非常によかったな、このくらいとれてよかったなという形ですけれども、ここの部分の中で全部が県費だと、そういう中でこれが各地区からの事業の積み上げの形の中で提出されたと思いますけれども、ほかの市町村と比べてこの額のボリュームが全体としてどうなのか、県で全体でどれくらいあって我が市で8,300万円という額は一体どれくらいなのか、それをまずはお知らせ願います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 県全体の中では、今、財務部長が2つの中身からあるというようなことでございまして、1つは安心サポート事業というので市が自治会等の後方支援を行う事業、こちらのほうは県としては横手市に対して大体2,500万円程度というような枠組みを持っておったようでございまして、それに対して大体2,200万円ぐらいであります。

もう一方のボランティア拠点整備事業の関係のほうにつきましては、いわゆる6,600万円のほうでございまして、こちらのほうについては県自体ではそれぞれ思惑があったようでございまして、鹿角市と

我が横手市が突出しているというふうな状況でございまして、第3次の内示の際には横手市は内示がありませんでした。それだけ金額が他を圧倒しているというふうな、2市の状況についてはもう少し精査を、ということのようでもございました。ちなみに3次までの中で一番多かったのは北秋田市で大体3,600万円ぐらい、ですから私のほうがその倍近い額であるというような状況でございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） だからこれについては、非常に私は担当として頑張ったし指導力もあった、これから後非常に助かるものだ。ただ、ここでもう1つお聞きします。そういう中で当地区でこの額、8,387万7,000円の中、地域別にもらえる額を教えてください。地域別にですよ、それから件数と。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 額の詳細についてはまだ先ほどお話ししたとおりでございまして、内示確定の最終的なものではないということで、若干動くものですから、その点についてはまだ積み上げをしております。ただ、事業数につきましてでございますが、いわゆるボランティア拠点整備事業6,100万円ほどのほうの中身でございますが、横手地域局が23件、増田地域局が2件、雄物川地域局が3件、大森地域局が1件、十文字地域局が12件、大雄地域局が3件、平鹿と山内地域局については申請がございませんでした。合わせて44事業というふうな状況でございます。

○佐藤清春 議長 18番齋藤議員。

○18番（齋藤光司議員） ここが、この経緯の中でですよ、褒めながらですよ。褒めながらこの後いいですよ。もう期限も終わっているし、県の基金を全部使ってしまえという話の中で始まった事業だということも私は理解をしながらですけども、この事業を地域局に落とすときにですよ、いかに末端に知らせるという部分の中で、私ははっきりと言って手落ちがあった。同じくらい雪は降りますよ。同じくらい年寄りがありますよ。そういう部分の中でこの申請件数だけ見てもですよ、これは一生懸命やっているかやっていないかわかりませんが、横手が23あって平鹿と山内がゼロなんていうことは、絶対正直言うとこれがちゃんと伝わっていたらですよ、あり得ない数字ですよ。当該地区の議員としては恥ずかしいですよ、私もいたらですよ。だから、その部分の中でどういう経緯で伝えて各地域局がどういう形の中でその当該団体にお知らせをしてこういう結果になったのか、いま一度お知らせ願います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 この事業が、今、議員からご指摘のありましたとおり、県の6月の定例会でこの事業が明らかになりまして、各県内の市町村におりてきたのが7月と。当然ながらこの事業の要綱につきましても7月の作成になってございます。私どものほうといたしましては、県議会の動向を踏まえて一定の情報提供がありましたので、8月のお盆段階でございましたが、まずはその居場所づくりという観点の中で、やはり高齢者の方々と同じ仲間である老人クラブ、そうした団体の中が、老人クラブが基盤となった形で、この推進、居場所づくりを中心としたものがないのかということをもまず第一

に考えまして、まずは老人クラブの会長さん方にこの事業のお知らせをさせていただきました。お盆のさなかでございましたが、そういうふうに取り組ませていただきました。

その後でありますけれども、各地域局にも当然ながら老人クラブからの問い合わせに対応するために、それぞれこの情報を送りながら、ぜひ地域づくり協議会の中でも周知をお願いしたいというふうなことを、8月の末に行っております。9月1日号の市報に対しましてこの事業に対する事業周知という形で掲載させていただきました。その後9月13日には地区会議の議長様あてにそれぞれ県からのしおり等を含めて事業のお知らせを行ったところであります。同じく9月14日であります、各地域局の市民福祉課を通じまして市政協力員あてに県からの事業パンフレット、A4判の裏表の事業パンフレットでございますが、それらの回覧を依頼したところでございます。十文字地域局では、この回覧につきまして直接的に自治会長さんのほうへ送ったというふうな対応をしたところもございました。

なお、山内地域局の自治会の会長さんからというふうな形の電話でございますが、余りにも急すぎるというふうなことで、それからなかなかその事業をそのものをしっかりやってもらえる人材の問題、そういったことから、どうも山内地区には難しいなという直接的な電話を、高齢ふれあい課のほうでいただいたというふうな状況がございます。

私どものほうといたしましては、期限というふうな問題もありましたが、それぞれ各地域の自治会の方々に一定のご理解をいただけるような形で周知に努力させていただきました。その結果として44の申請があったというふうに思っております。

それから、安心サポート事業がそうした方々、今回の申請から漏れた方々といえますか、申請することができなかった方々のために除雪だけの対応というふうな形で安心サポート事業があるわけでありまして、確かに機械力的には低いわけでありまして、それぞれ地域局にこれらの機械を配備した形で除雪、あるいは高齢者の寄りあいの場のためのカラオケの用具貸し出し等々でもって対応してまいりたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○佐藤清春 議長 18番齋藤議員。

○18番（齋藤光司議員） 今の説明の中で非常に安心している部分がある部分が見据えた上でのサポート事業があるんだということです。ここの分についてはひとまず今の質問で安心しました。これはありがたいことだなと思います。

それから前段については、やはり周知の方法をもう少しやっぱり考えなければいけないだろう。要するに自治会長、あるいは老人クラブの会長あてという形の中で、その組織、トップだけわかっているという形の中で、それこそ期間が短いという条件もありますけれども、本当の意味での周知ができなかった。とり損なったそれこそクラブあるいは地域がある、今回はましてや10分の10の補助率であります。要するに100%の補助率だと。こういう機会をやはり逃さないで当地域はやはりこれから高齢化に向かう、喫緊の課題であります、雪も踏まえて。

だから今回県の補助金ばかりでなくて貸し出し状況を見ながら今冬の雪の状態も見なければいけませんけれども、その除雪機械等々のその考えも来年度に向けて当地区での考え方、今年見てからだと思えますけれども、絶対足りないと思うんですよ、全体の中では。そういう形の中でその1点だけお聞きして終わります。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 今回の18番議員のほうからご指摘のありました補完できない部分のこれからの対応ということでございまして、まず、今回これから迎えます冬に対しましては、この県費の事業をひとつまず充てていきたい。

来年度以降につきましては総合雪対策の中でもいろいろと検討させていただいているところございまして、これらの今回の2つの事業を踏まえた中でどういった形のものが適切なものか、いわゆる安心サポート的なものがあるのか、あるいは地域の自治会の方々にすべてをお任せする形で日常的な支え合いの体制づくりにつなげていくのか、とこういうふうな点をまずはしっかりと検証を行っていきたい。

建設部が持っております除雪機械の補助等々があるわけでございますので、そうした既存の助成事業とも整理、検討させていただきながら、平成24年度以降の中で対応させていきたいなというふうに考えております。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成23年度横手市一般会計補正予算（第7号）は、29人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 異議なしと認めます。

したがって、本補正予算は29人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました、一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議員全員の29人を議長が指名いたします。

◎議案第153号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第39、議案第153号平成23年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第153号平成23年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,984万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ119億7,357万5,000円に改めようとするものでございます。

歳入のほうからご説明申し上げますので、5ページをお開き願いたいと思います。

4款1項1目療養給付費等交付金につきましては、122万6,000円の減額補正をしております。これは、平成22年度の退職者の医療に係る療養給付費等の交付金が確定したことによる減額でございます。

次に、10款1項2目その他繰越金につきましては、2,106万6,000円の増額補正であります。これにつきましては、平成22年度の繰越金であります。6月補正時に4億8,000万円ほど計上しております。今般繰越額が確定したことに伴いまして残額を計上したものでございます。

次に、歳出についてご説明しますので、次のページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目一般管理費につきましては、職員手当等の人件費の計上でございます。

次に、2款1項2目退職被保険者等療養給付費につきましては、先ほど歳入で申し上げましたとおりに交付金が減額になったことによる財源の振り替えでございます。

次に、11款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、407万2,000円の増額であります。これにつきましては、資格異動やそれから年金型生命保険の所得構成等によりまして還付金が当初見込みよりも上回ったことによる補正でございます。

次に、3目の償還金でありますけれども、こちらのほうは339万8,000円の増額でございます。これにつきましては、平成22年度の一般被保険者に係る療養給付費等の負担金が確定したことに伴います償還金の補正でございます。

それから4目の一般被保険者の還付金の加算金でありますけれども、これにつきましては、1目の保険税の還付金の加算金を計上したものでございます。

次に、12款の予備費でありますけれども、1,098万円を計上しています。これにつきましては、収支の均衡を図るために予備費に増額補正をしたところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第154号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第40、議案第154号平成23年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第154号平成23年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,799万6,000円に改めようとするものでございます。

こちらのほうも歳入のほうから説明しますので、5ページのほうをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、1 目の特別徴収保険料につきましては、1,000万3,000円の減額、それから2 目の普通徴収保険料につきましては、629万円の増額補正をしています。これにつきましては、4 月の保険料の本算定に伴いまして額が確定したことによる今回の補正となっております。ちなみに横手市の1 人当たりの保険料につきましては、昨年度よりも21円低く1 人当たり2 万8,468円となっております。本年度の全県の平均が3 万6,354円でありましたので、当市は7,889円、約22%保険料が低いというような状況になってございます。

次の3 款 1 項 2 目の保険基盤安定繰入金、こちらのほうにつきましては、179万6,000円の増額補正をしております。これにつきましては、低所得者の保険料の軽減負担が確定したことに伴います一般会計からの繰入金の増額補正でございます。加入者の74%の方が軽減を受けておられます。

次に、4 款 1 項繰越金につきましては、183万9,000円の増額補正をしております。これは前年度からの繰り越しという形になってございます。

次に歳出についてご説明します。

6 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、17万2,000円の減額補正でございます。これにつきましては、基盤安定の負担金の確定とか、それと繰越金、その関係を精査しまして納付金、広域連合のほうに納付する額が17万2,000円の減額となったところでございます。

それから、3 款 2 項 1 目の一般会計繰出金につきましては、9 万4,000円の増額補正となっております。これにつきましては、前年度の事務費分の繰越金ということで一般会計に繰り出す補正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第155号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第41、議案第155号平成23年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第155号平成23年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案集の1ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ190万3,000円を追加し、総額を95億3,220万6,000円に改めようとするものであります。今回の補正でございますが、人件費でございますが今後の必要見込み額を精査いたしましてその過不足分を補正したものでございます。

初めに歳出からご説明申し上げますので5ページの中段をごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

1款1項1目一般管理費に157万3,000円を計上してございます。これは、非常勤職員の社会保険料に係る共済費、そして一般職員の人件費の増額計上でございます。

次に、下段になりますが、4款2項1目包括的支援事業費に33万円を増額計上してございます。これは、地域包括支援センターの専門職員等の人件費の今後の必要額を計上させていただきました。

次に、歳入についてご説明させていただきますので、4ページの事項別明細書歳入表をごらんいただきたいというふうに思います。

8款の繰入金に一般会計からの繰入金として190万3,000円を計上いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第156号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第42、議案第156号平成23年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第156号平成23年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正でございますが、債務負担行為の補正でございます。

これは、内容でございますが、次の2ページをごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

今回、介護支援システムというものが現在使われておりますが、老健おおもりで使用しているものが今年度平成23年度で契約期間の満了を迎えることになりました。あわせて今回、健康のほかに足します5つの施設、ここの介護サービス事業所、それから包括支援センター、同じであります、すみません。包括支援センターと介護サービス事業所、同じでございます。白寿園、それから大森病院、森の家、そして老健おおもりという5つの施設のシステムを今回統合しようということになったものでございまして、それぞれシステムの統合行いまして、同一のもので職員の異動の際にも当然ながら他の施設に移っても同じシステムを使ってございますので非常に戸惑いが少ないということで、今回期間満了になりました老健おおもりのこのタイミングの中でとらえて、させていただきました。

よって記載のとおり期間について平成24年から平成28年まで、そして限度額については記載のとおり91万円ということで債務負担行為を設定をお願いしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第157号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第43、議案第157号平成23年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第157号平成23年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条の補正予算につきましては、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ531万2,000円を追加し、総額を8億4,308万4,000円に改めようとするものでございます。

次に、第2条であります。債務負担行為の設定でございます。こちらのほうにつきましては、議案集3ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど議案第156号でご説明いたしましたとおり、介護支援システムのリースに係るものでございまして、期限と限度額を記載のとおり設定をさせていただいたものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げますので、8ページをごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

1款1項1目一般管理費に282万1,000円を計上してございます。白寿園職員の退職手当負担金及び共済費に係る人件費、合わせまして51万8,000円の減額と、指定管理施設鶴寿苑の非常用電源工事費333万9,000円の追加でございます。

2款1項1目短期入所生活介護事業費では51万3,000円を減額してございます。

一方、2項1目の施設介護サービス事業では300万4,000円を増額してございます。これも人件費の今後の必要額の精査による補正でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、6ページに戻りまして事項別明細書1番上段の歳入表をごらんいただきたいというふうに思います。

4款繰入金に鶴寿苑の非常用電源工事にかかる県及び市の負担金として一般会計から232万9,000円を繰り入れしてございます。これは、県の補助事業で行うものでございます。

1つ飛びまして6款でございますが、諸収入に101万円、同じく鶴寿苑の工事に係る法人負担分でございます。

戻りまして5款になりますが、繰越金に人件費分に係る197万3,000円を計上し、収支の均衡を図っておるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第158号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第44、議案第158号平成23年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第158号平成23年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページのところをごらんいただきたいと思いますが、今回は債務負担行為の設定のみでございます。内容でございますが2ページをごらんいただきまして、上段の1件目でございますが、先ほど来お話の介護支援システムの債務負担行為になります。2件目につきましては、平成24年の1月末をもってリース切れとなります通所リハビリテーション利用者の送迎バスの関係でございまして、向こう平成25年度まで再リースをしようというものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第159号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第45、議案第159号平成23年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第159号平成23年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回はこちらの議案も債務負担行為のみの関係の追加補正でございまして、この事業所は森の家でございます。

内容でございまして、2ページのほうをごらんいただきたいというふうに思いますが、議案第156号、157号、158号の内容と同じでございまして、介護支援システムのリースに係るものでございます。期間とそれから限度額については記載のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） 今の議案第159号の前から、156号から今の159号までシステムリース料ということですとありましたが、システムリース料の出す根拠というか、その金額の出し方はどのようにして出しているのか教えてもらえますか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 現在この介護支援システムにつきましては、ウィンケアというふうな名称のシステムを使ってございまして、それぞれ現在の使用料も払いながら稼働しているところでございます。老健おおもりにつきましてはそのメーカーとは全く違うメーカーのシステムを運用してございました。そのシステムをまた引き続いて別のメーカーさんで使うことについても非常に高額ないわゆる新しいリースの設定の金額を見積もりをいただいたところでありました。実はどこかでいつか直営の施設の介護支援システムはどこかでやっぱり統合しなければいけないだろうという思いをしてございましたが、老健おおもりの見積もり額が高額なために、今回その費用をほかの施設にも影響を与えるわけでございますが、ぜひシステムの統合、それから統一をこの機会に行いたいというふうな思いでございました。総額的には、430万円ほどの金額になるわけでありましてけれども、これまでのリース料とのいわゆる下取りの形、そういったものを含めて大きな金額には全く違うメーカーさんの確かに見積もり額よりも若干であります上回ってございました。しかしながら、システムを統合することによって、その利便性、あるいは職員の異動におきましても同一のシステムということで戸惑いが少ないだろうということで、まず今回この5つの介護支援施設の、すべて同じものに変えたところでございました。確かに違うメーカーさんのシステムを導入するに当たっても当然ながら費用がかかるわけでございますので、こちらが

若干高いわけですが、将来的なところを見ますとやはり5つのシステム統合は非常に有益なのではないかということで今回債務負担行為をそれぞれ設定させていただいたところであります。

よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 14番堀田議員。

○14番(堀田賢逸議員) それでちょっとこういうことを聞くのは何ですけれども、これはいつからこれを実際にやっていくということになるんですか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 これは、平成24年の4月1日から導入するわけでありましてけれども、現段階の中でその準備をしなければならない部分もございますし、それからデータの入れ替えとかそういった業務が発生することによりまして、今回の債務負担行為の設定をさせていただいたところでございました。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第160号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第46、議案第160号平成23年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第160号平成23年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

議案集の1ページをごらんいただきたいというふうに思います。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ970万4,000円を追加し、補正後の総額を7億7,474万3,000円にしようとするものでございます。

第2条では、地方債の補正でありまして、内容でございますが3ページの第2表をごらんいただきたいというふうに思います。

大和更生園改修事業の確定によりまして、それぞれ限度額の補正を行っておるところであります。

それでは歳出について説明申し上げますので、9ページをお開きいただきたいというふうに思います。

1款1項1目一般管理費に、762万9,000円を計上いたしております。これは、県補助金、障害者自立支援基盤整備事業費補助金の決定に伴う財源の組み替えと職員人件費の調整によるものでございまして、126万3,000円の減、利用者の居住空間環境整備に関連しました備品購入経費として889万2,000円の増額によるものでございます。

2款1項1目サービス事業費へ、11万7,000円を増額してございます。これは、厨房の工事に伴いまして給食の委託とそれから賄い材料費の調整をさせていただきました。そのほか浴室の改修に対応した他施設を利用しての入浴に係る経費を計上してございます。

3款1項1目授産費は、スノーポール受注確定による原材料費等の増額計上となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、前に戻りまして6ページ、事項別明細書歳入表をごらんいただきたいと思っております。

2款財産収入は、スノーポールの受注増に伴う売り上げ代金を計上してございます。

その下ひとつ飛ばしまして7款でございますが、市債では改修工事の事業費の確定などによりまして、市債を先ほどお話ししました3,600万円減額させていただいたところでありまして、

一方、8款県支出金に、県補助金の決定によりまして2,784万円を新たに計上させていただきました。

戻りまして、5款繰越金に1,590万6,000円を計上いたしまして収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第161号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第47、議案第161号平成23年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第161号平成23年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案集の1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1,134万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,154万9,000円に改めようとするものでございます。

歳出について説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款施設運営費1項施設運営費1目雄川荘経営費には、施設経営費といたしまして厨房用の消耗品や賄い材料費並びに送迎バス借り上げ料などの増額経費を計上してございます。

4目えがおの丘経営費には、施設経営費として燃料費の高騰による割り増し経費を計上してございます。

歳入について説明いたしますので、前のページをごらんください。

1 款事業収入、1 項営業収入、1 目営業収入には、雄川荘における個室使用料の増加によります95万1,000円を計上してございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金には、えがおの丘で燃料費の高騰による経費が増加したため増額しております。

その他、4 款の繰越金により歳入歳出の均衡を図ってございます。

以上説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第162号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第48、議案第162号平成23年度横手市西成瀬財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。増田地域局長。

○遠藤晴美 増田地域局長 ただいま議題となりました議案第162号平成23年度横手市西成瀬財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ982万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1,271万4,000円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、6 ページをお開きください。

1 款1 項2 目財産管理費に、19節負担金補助及び交付金に577万5,000円を計上してございます。これは、歳入でご説明申し上げますけれども、官行造林の立木売り払い収入のうち横手市公有林野等分収造林条例第8条の規定によりまして、市に入る分収割合のうちさらに50%について、地元狙半内自治会に分収交付するためのものであります。

同じく4 目財政調整基金費、25節積立金に405万2,000円を計上してございます。

次に、歳入でありますけれども、4 ページの事項別明細書でご説明申し上げますのでごらんください。

2 款の財産収入に1,154万9,000円を計上しておりますが、これは、官行造林の立木売り払い収入でございます。

また、4 款の繰入金から172万2,000円を減額し、収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第163号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第49、議案第163号平成23年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第163号平成23年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第2条は、業務の予定量の補正でございます。上半期の患者数の動向をもとに、市立横手病院について入院の年間患者数と一日平均患者数を記載のとおり変更しようとするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入及び支出からそれぞれ713万7,000円を減額するものです。

第1款市立横手病院につきましては、713万7,000円を減額しております。医業収益713万7,000円の減額は、上半期の患者数と診療費の状況を勘案して入院収益を減額するものでございます。

2ページをごらんください。

医業費用で713万7,000円を減額しております。この内容ですが、給与費で、医師の退職による手当の減や臨床研修医が少なくなったことによる報酬の減、追加費用の減などによりまして、3,457万2,000円を減額し、材料費では入院患者数の減や化学療法の薬品費の減などにより、薬品費を6,700万円減額しております。

経費では、重油単価の増により燃料費を477万3,000円増額し、増改築事業が終了したことなどによりまして減価償却費を8,451万4,000円増額しております。

また、医療機器の廃棄により資産減耗費に514万8,000円を増額しております。

第2款市立大森病院は、補正額はゼロ円となっておりますが、常勤医師の減による給与費等の減と、非常勤医師の賃金の増によりまして、給与費を310万円減額し、決算見込みにより、経費の旅費、交通費に70万円、研究研修費に240万円を増額する予算の組み替えをしております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

第1款市立横手病院につきましては、資本的支出で建設改良費に680万3,000円を増額しております。これは、患者さん用の第三駐車場を拡張するために土地開発公社に委託して取得した土地を買い戻すための土地購入費です。

第2款市立大森病院につきましては、資本的支出において建設改良費に1,741万4,000円を増額しております。これは、給食配せん車の更新と、MRI装置の吸着事故防止のための磁性体センサーを設置するための医療機器等の購入費1,041万4,000円と、来年度に建設を計画しております院内保育所と女子更

衣室等の整備のための基本設計及び実施設計料700万円でございます。

これらの財源として資本的収入では、企業債に1,540万円を増額しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億4,012万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条は、起債の目的、限度額を改めるもので、市立大森病院において医療機器整備事業の限度額を変更し、医療施設整備事業を追加するものでございます。

第6条は、職員給与費を、市立横手病院では27億6,470万7,000円に、市立大森病院は13億2,501万4,000円に改めるものです。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を15億5,317万円に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第164号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第50、議案第164号平成23年度横手市水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第164号平成23年度横手市水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

水道補の1ページをお開き願います。

第2条ですが、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。水道事業収益の総額17億9,292万4,000円に179万6,000円を増額いたしまして、収益の総額を17億9,472万円に改めようとするものでございます。これは、消防防災部局より消火栓の修繕を依頼されましたことに伴い、一般会計負担金を増額しようとするものでございます。

次に、水道事業費用の総額17億7,973万6,000円に250万円を増額いたしまして、総額を17億8,223万6,000円に改めようとするものでございます。

第1款水道事業費用、第1項営業費用に570万7,000円を増額しようとするものでございますが、これは震災に伴う断水あるいは豪雨による濁り水への給水対応などによりまして、人件費及び維持管理費経費の執行が多額となり、年間予算において不足を生じる見込みであることから所要額を増額しようとするものでございます。

第2項の営業外費用320万7,000円の減額は、企業債借り入れ利率の確定により支払い利息を減額しよ

うとするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第3条ですが、資本的収入の予定額の補正でございまして、資本的収入の総額14億5,841万3,000円に2,984万4,000円を増額し、収入総額を14億8,825万7,000円に改めようとするものでございます。

第1款資本的収入の第2項出資金1,490万円の増額は、大沢第二浄水場整備事業にかかわる一般会計出資金の増額によるものでございます。

第3項の国庫補助金1,494万4,000円の増額につきましては、大沢第二浄水場整備事業の国庫補助金対象事業費の増額によるものでございます。

なお、資本的収支の不足額2,984万4,000円の減額につきましては、過年度分損益勘定留保資金を8億3,262万3,000円に減額し、不足額を補てんしようとするものでございます。

第4条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、給与職員費について補正後の金額を2億3,519万9,000円に改めようとするものでございます。

詳細につきましては、3ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第165号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第51、議案第165号横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 議案書の別冊でございまして。

議案第165号横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、本案は、秋田県人事委員会の勧告及び現下の社会経済情勢にかんがみ、横手市職員の給料月額及び期末手当の支給割合等勤務条件を改定するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

改正の内容でございますが、第1条ではポイントが3点ございまして、1点目は12月に支給する一般職員の12月期末手当の支給割合を0.05カ月引き上げまして現行の「100分の135」から「100分の140」に引き上げるものでございます。

2点目でございますが、ただし平成23年12月に支給する期末手当については、震災や雪害、円高などの影響に伴う現下の社会経済情勢にかんがみ、支給割合を「100分の140」から「100分の137.5」に0.025カ月分引き下げを附則に定めようとするものでございます。

3点目でございますが、中高年齢層の職員にかかわる給料月額を平均0.2%引き下げるもので、詳細につきましては3ページの別表第1行政職給料表、9ページの別表第2医療職給料表、21ページの別表第3福祉職給料表でございまして、具体的な数字につきましては、皆様お手元の追加議案参考資料のそれぞれ数字にアンダーラインを引いておりますので、その部分に変更になる部分でございます。ちなみに平均的には試算しますと300円から2,200円程度の減額というものでございます。

次に、28ページでございますが、第2条では、一般職の平成24年度分の6月及び12月手当の率を定めようとするものでございます。

同じく第3条では、平成18年の給料表の引き下げ改定に伴う現給保障額についても0.9%引き下げを、県の人事委員会の考え方に基つき規定しようとするものでございます。

28ページの附則第1項でございますが、附則第1項では、この条例は平成23年12月1日から施行することを規定しております。ただし、第2条と附則第5項、附則第7項、附則第9項の規定につきましては、平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、29ページの附則第2項でございますが、これにつきましては平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置を定めているものでございます。

次に、31ページをお開きください。

31ページの附則第4項から33ページの附則第9項までは、一般職の条例改正に伴う規定の整理を行うため、市議会議員の議員報酬等に関する条例、特別職の常勤職員の給与等に関する条例、教育長の給与等に関する条例の関係部分を改めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

30番田中敏雄議員。

○30番(田中敏雄議員) もっと理解を深める意味ですが、提案理由でいわゆる県人事委員会の勧告と現下の社会経済状況と、この現下の社会経済状況というのは県の状況ですか。横手市の横手管区の社会経済状況を指すものですか。参考までにお伺いしております。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 秋田県、簡単に言いますと、私の思いでは、秋田県と横手市両方あわせた社会経済情勢というふうに感じております。

○佐藤清春 議長 30番田中議員。

○30番(田中敏雄議員) 今、人勧をめぐっては人事院と政府とのあつれきもあるようでありましてけれども、このままだと県の人事委員会の勧告を丸のみのような形の条例改正に思えるわけでありまして。私

は、今、商工労働行政の中で、けさ商工会議所の会頭、商工会の会長の連名で要望書が出されております。大変厳しい状況であるという管区内の経済状況をしゃべっておりました。それと、今、市内に働く勤労者の勤労条件というものも横手市では商工労働行政の中で必ず調査はしているだろうと思いますよ。そういう横手の政治経済の状況も、我々の間違った説明をしないためにも、その資料の添付はいかがですか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 横手市の企業等の調査は行っておりませんが、ちなみに県の状況でございますが、秋田県は従業員50人以上の企業ということで353社分の118社をサンプルとしてこのような勧告を行ったわけでございます、いずれ市内の企業においても秋田県で調査した企業も横手市内の企業も含まれているという解釈で、非常に厳しい状況であるという認識で今回の提案に至りました。

以上です。

○佐藤清春 議長 30番田中議員。

○30番(田中敏雄議員) 今この給与改定について、県でも、県議会でも何だかんだこう言っております。これは、何となくわかりにくいですよ。県民、市民にとっては非常にわかりにくいわけですので、やっぱり横手の状況はこうですという正直なこちら側の見解も持つておく必要があるだろうというふうに思いますので、商工労働行政の中でそういう調査資料があったならば、委員会審議の中までの間にそういうものの見解、横手市の見解なりを出してお知らせ願えれば我々としても大変参考になると、こういうふうに思いますので、ぜひともそのように努力してもらえないでしょうか。

【発言する者あり】

○佐藤清春 議長 30番田中議員。

○30番(田中敏雄議員) 昔からですよ。毎月勤労者統計というのが統計ではあるはずなんです。それは極めて部分的なものでなかなか正確な数字は把握できないんですけども、そういうものも基礎にしながら一つの資料にはなるだろうというふうに思いますので、その点もひとつ参考にしながら資料をつくってみては我々のほうも助かるというふうに思うわけでありまして。

【「休憩しますか」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

午後 4時30分 休憩

午後 4時35分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長。

○鈴木信好 副市長 先ほどのお答えであります、横手市では人事委員会もありませんので、県の人事委員会のように同じ会社を何年も継続的に調べていて、その前年とかいろいろな比較できるというふう

な資料は持ち合わせておりません。したがって、今回委員会まで資料を提出するというのはかないませんのでよろしくお願いします。

なお、委員会では皆さんのさまざまな疑問に対して十分お答えできるように準備をしていきますので、何とかよろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

16番佐々木誠議員。

○16番(佐々木誠議員) 産業経済常任委員会の勉強会で、私はここら辺の商工業が今どんな状況ですかと質問したら、ちゃんと答えましたけれども、部長はああいう感じでここで発表するわけにはいかないんですか。それともでたらめを言ったんですか。いや、本当、ちょっと言葉は申しわけなかったけれども。

○佐藤清春 議長 副市長。

○鈴木信好 副市長 一般職の給与の問題であります。ですから、今回提案した内容に対応するような直接的な資料は横手市ではございませんので、ぜひ資料提出については何とかご勘弁をいただきたい。なお、さまざまな疑問があると思いますので、それらについては誠実に委員会の中で対応してまいりますのでよろしくお願いします。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎会議時間の延長

○佐藤清春 議長 本日の会議はあらかじめ延長いたします。

総務文教常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 4時37分 休憩

午後 5時44分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第165号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第52、議案第165号横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長(23番播磨博一議員)登壇】

○播磨博一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました案件中、議案1件についてその審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第165号横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、人件費全体の中での種々の手当の検討についてとの質疑に対し、当局より期末勤勉手当のほかに管理職手当や特殊勤務手当などさまざまな手当がある、合併時には各種手当について旧8市町村さまざまであったが、その際に国や県の指導を受けないよう手当を整理した経緯がある、企業部局を除く人件費総額で年平均2億円から3億円を減額しており、その減額分を市民サービスに向けられるよう努めているとの答弁がありました。

その他、本給や賞与、手当の総額についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第165号横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第165号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎休会について

○佐藤清春 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明11月29日から12月4日までの6日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明11月29日から12月4日までの6日間休会することに決定いたしました。

12月5日は午前10時から本会議を開きます。

◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5時47分 散 会